

龜山市環境基本計画

2005~2024



龜山市



はじめに

21世紀は、人と環境の共生を根幹とした位置付けから、「環境の世紀」と呼ばれています。今や環境問題は、オゾン層の破壊やCO₂などの増加による地球温暖化などの地球規模のものから、身近な森林や農地の減少と荒廃、そして、生活排水や自動車交通に起因するものまで、非常に広範囲、かつ、複雑多岐にわたっています。

新亀山市は、平成17年1月11日に旧亀山市と旧関町の合併により誕生しました。環境の世紀の幕開けにふさわしい新市の環境基本計画を策定する必要から、平成15年・16年度の2カ年間で旧市町が合同して計画作業を進めてまいりました。このことは、計画策定の根拠となる環境基本条例が平成15年7月に旧市町で施行されたことによるものです。

本計画は、新市の20年先を見据えた環境施策の指針とするもので、未来を託す子どもたちにも対応できる計画とし、「新市まちづくり計画」を基本に、「参画」、「共生」、「安心」、「循環」の4つの柱を目標に定め、策定にあたっては、行政のみではなく、市民、事業者からのご意見を十分拝聴いたしました。今後は、本計画をもとに実施計画を策定し、それに基づいた各種施策を展開するとともに、進行管理につきましては、ISO14001環境マネジメントシステムにより行います。

誕生の産声を上げたばかりの新亀山市が、郷土の「豊かな自然」を大切に継承し、「悠久の歴史」をもとに新たな未来を創造して、「光ときめく都市(まち)」となるために、行政、市民が一丸となって最大の努力をいたしてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、闊達なご意見、また熱心なご議論をいただきました朴会長をはじめとする環境審議会、住民環境会議、事業者環境推進会議の皆様には、深甚の意を表します。



平成17年3月

亀山市長 田中亮太

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
(1)環境施策の総合的推進	2
(2)新市まちづくり計画の環境面からの支援	2
3. 計画のめざすもの	3
4. 市民・事業者・市の責務	4
5. 計画の期間	4
6. 計画の構成	5
第2章 長期計画	6
1節 基本目標	6
1. 基本目標の設定	6
2. 基本目標の考え方	7
2節 施策の体系	11
3節 基本的な施策	12
1. 「【基本目標】自主・協働による取り組みの促進」を実現するための施策	12
(1)環境教育・環境学習の推進	12
(2)推進体制の整備	14
2. 「【基本目標】自然との共生」を実現するための施策	15
(1)豊かな自然の保全	15
(2)里山・農地の保全	16
(3)生物の多様性の確保	17
(4)自然とのふれあいの創出	18
3. 「【基本目標】快適な生活環境の創造」を実現するための施策	19
(1)生活排水対策の推進	19
(2)道路交通対策の推進	20
(3)環境に配慮した事業活動の促進	21
(4)快適な生活空間の創出	22
4. 「【基本目標】循環型社会の構築」を実現するための施策	23
(1)ごみ減量と再利用・再生利用の推進	23
(2)ごみの適正処理の推進	26
(3)地球規模の環境問題への対応	27

第3章 市民・事業者・市で進める重点的取り組み	28
【ごみ】「ごみ意識の高いまち」をつくろう	
1．ごみを出さない意識を育てる	29
2．自治会中心で分別を徹底する	30
3．有機資源を活用する	31
【水】「豊かで清らかな水のあるまち」をつくろう	
4．水資源を確保する	32
5．水に親しむ環境を整備する	33
6．生物と共存する	34
【自然】「耕作放棄地のない、里山にどんぐりが生いしげる自然環境のあるまち」をつくろう	
7．耕作放棄地や里山整備の活動基盤をつくる	35
【まち】「笑顔の集うまち」をつくろう	
8．歴史的町並みづくりを進める	36
9．輝きのまちづくりを進める	37
第4章 土地利用別環境配慮事項	39
1節 ゾーニング	39
2節 土地利用別整備の方針と環境配慮事項	40
1．自然レクリエーションゾーンとせせらぎゾーン	40
2．農地・田園居住ゾーンと自然共生型多機能都市ゾーン	42
3．にぎわいゾーン、都市ゾーンと東海道歴史文化回廊	44
4．新産業ゾーン・産業ゾーンと交流ゾーン	46
第5章 計画推進のために	48
1節 計画の推進方法	48
1．推進体制の整備	48
2．進行管理の方法	50
2節 財政的・経済的措置	51
3節 計画の見直し	51
巻末資料	53
1．亀山市環境基本条例	54
2．諮問・答申	58
3．亀山市・関町合同環境審議会委員名簿	60
4．策定体制	61
5．策定経過	62
6．用語集	64

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

都市化の進展や産業構造の変化に伴い、私たちを取り巻く環境情勢は、生活環境の悪化、自然環境の破壊、地球温暖化の進行等により大きく変貌してきています。

これらの環境問題は、私たちの日常生活や通常の事業活動に起因する部分が大きく、社会経済活動のあり方や生活様式の見直しが必要とされています。

平成5年には公害対策基本法と自然環境保全法が統合される形で「環境基本法」が制定され、この中に環境基本計画の策定が義務づけられています。国においては平成6年12月に策定された環境基本計画の見直しが平成12年に行われ、持続可能な社会をめざした「環境基本計画 ～ 環境の世紀の道しるべ ～」(平成12年12月閣議決定)が策定されました。さらに、平成12年6月には「循環型社会形成推進基本法」が公布されています。三重県においても平成7年に三重県環境基本条例を制定し、平成9年に環境基本計画を策定、平成16年6月に改定が行われています。

本市は森林や河川といった豊かな自然に恵まれており、平成8年には関町が、平成11年には亀山市がそれぞれ環境保全条例を制定し、自然環境の保全に努めてきました。その一方で、工業団地を造成して企業の誘致を図るなど、一層の経済の発展もめざしてきました。近年、環境と経済は相反するものではなく、相互に影響を与えながら発展を続けることで持続可能な開発が可能になるという考え方が生まれ、1992年(平成4年)の地球サミットを契機に世界的な議論が進められています。環境の世紀といわれる21世紀、環境と経済が良好な関係を保ちながら発展する姿が求められています。また、環境に対する住民の要求も多様化・高度化してきており、環境の保全だけでなく、快適な生活環境の創造が求められるようになってきました。

このように、直面する環境問題に的確・迅速に対応し、環境の保全及び創造に取り組むことが必要になり、亀山市及び関町は、平成15年7月より環境基本条例をそれぞれ施行しました。この条例では、自然との共生、健全かつ持続的な発展が可能な環境保全型社会の構築をすべての者の参加と協働によりめざすこととしており、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため「環境基本計画」を策定することを義務づけています。

さらに、亀山市と関町は平成17年1月11日の合併を前に、住民参画を得ながら新市まちづくり計画を策定し、新市の将来像として「豊かな自然・悠久の歴史 光ときめく都市」を定め、市民参画型の都市づくりを基本理念に掲げました。

このような状況を踏まえ、新市の環境まちづくりを行うとともに、環境の保全及び創造に市民、事業者、市が一体となって取り組んで行くため、新「亀山市」の環境基本計画(以下、「本計画」という)を策定することとなりました。本計画の推進にあたっては、市民や事業者の協力が必要であることから、計画策定段階から意見収集と調整を図りました。計画の検討においては、両市町の住民による「住民環境会議」、同じく事業者による「亀山・関事業者環境推進協議会(事業者環境推進協議会)」を設立し、それぞれの協力を得て作業を進めるとともに、計画推進体制の基盤づくりを行いました。

2. 計画の位置づけ

(1) 環境施策の総合的推進

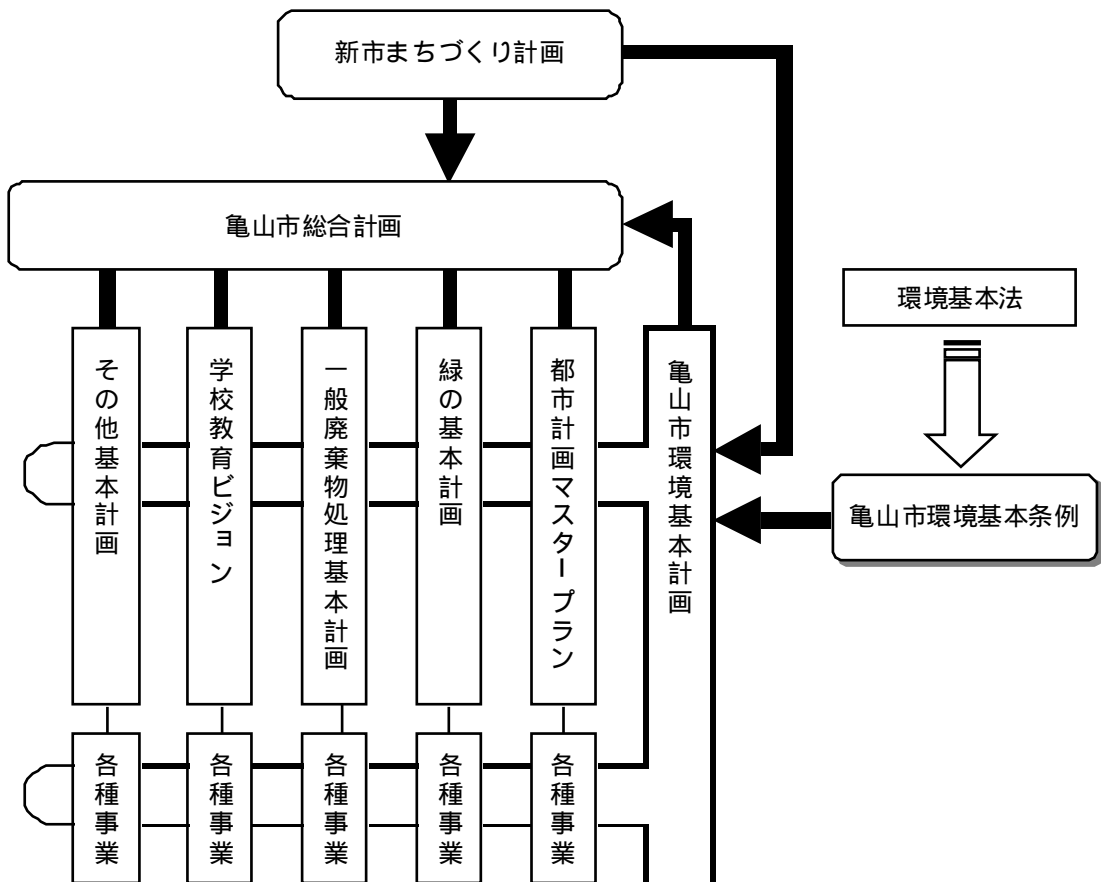
本計画は、亀山市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

(2) 新市まちづくり計画の環境面からの支援

本計画は、新市まちづくり計画に示されている将来像を環境面から実現するために、環境にかかる基本計画として、総合的・長期的視点から環境に関わる各分野の計画、施策及び事業を推進する目標や指針を示します。

具体的には、新市において策定される各分野別の計画だけでなく、現在進められている計画や事業との間でも、環境の保全及び創造に関し連携を図っていきます。

なお、本計画が新市の総合計画に先がけて策定されることから、上位計画として新市まちづくり計画を位置づけています。総合計画の策定にあたっては本計画との整合を図りますが、位置づけとしては総合計画が本計画の上位計画となります。下図は各種計画と本計画の関係について時系列的に示したものです。



3 . 計画のめざすもの

本計画は、亀山市環境基本条例に定める基本理念を具現化するものです。また、上位計画である新市まちづくり計画の理念も本計画に取り込んでいきます。

亀山市環境基本条例の基本理念

- 第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを維持し、次世代に継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市域のみならず、広域にわたり、人と自然が共生し、環境保全型社会の構築を目的として行わなければならない。
 - 3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を自覚し、及び協働して推進されなければならない。
 - 4 地球環境保全は、人類共通の課題であることをかんがみ、市、市民及び事業者が自らの課題としてとらえ、それぞれの日常生活及び事業活動において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

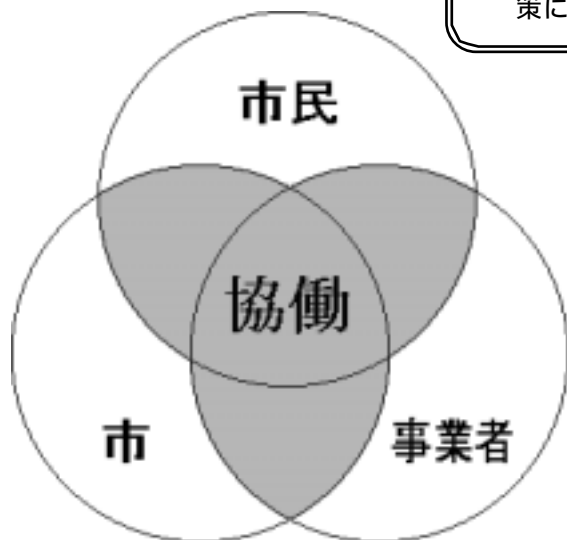
新市まちづくり計画の基本理念

地域住民の自主性を尊重する市民参画型の都市づくり

- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 個性と魅力を高める | (2) ふれあい交流による活力を創造する |
| 安心・快適居住の都市 | 地域資源を活かした交流 |
| 歴史文化と環境共生の都市 | 創意工夫を凝らした交流 |
| 知恵と創造の都市 | |

4. 市民・事業者・市の責務

亀山市環境基本条例では、市民、事業者、市の責務を以下のように規定しています。



市民の責務（環境基本条例第5条）

- ・市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。
- ・市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

事業者の責務（環境基本条例第6条）

- ・事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止はもとより、環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、環境の保全及び創造に必要な措置を講ずる責務を有する。
- ・事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売、サービスの提供その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- ・事業者は、地域社会と協働し、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

市の責務（環境基本条例第4条）

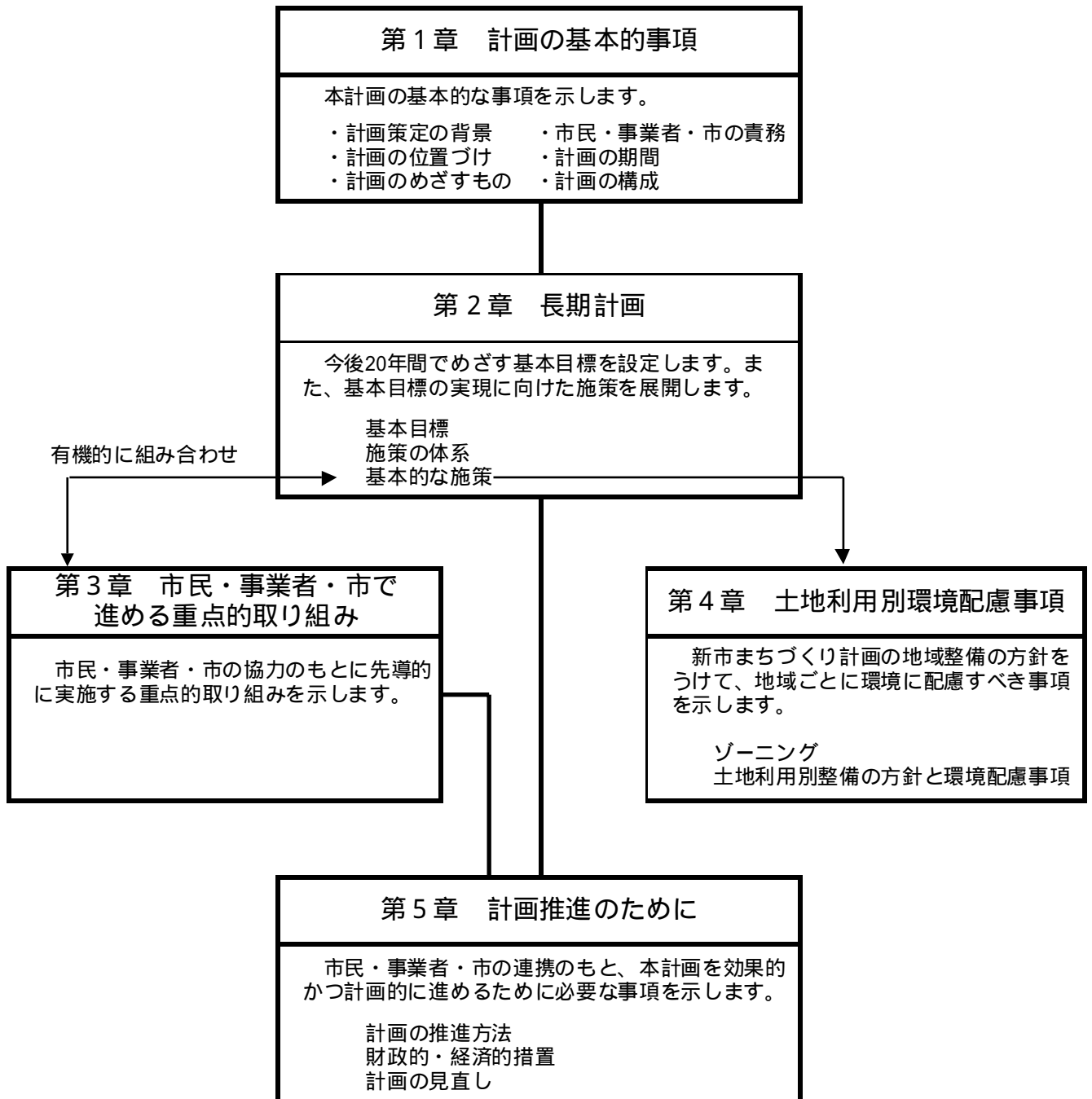
- ・市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

5. 計画の期間

亀山市環境基本条例第3条の基本理念では、「環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを維持し、次世代に継承していくことを目的として行われなければならない。」としています。このため、現在抱えている環境問題に対応することはもちろん、「今の子どもたちが自分の子どもを持つとき」にも対応できる計画とするため、長期計画の計画期間を20年間とします。目標年度は2024年度（平成36年度）とし、必要に応じて中間目標を設定します。

また、先導的に実施する重点的取り組みの計画期間は10年間とし、目標年度を2014年度（平成26年度）とします。

6 . 計画の構成



第2章 長期計画

1節 基本目標

1. 基本目標の設定

亀山市環境基本条例では、条例の基本理念にのっとり、以下のように施策の基本方針を定めています。本計画では、これを参考にして環境の範囲を「自然環境に関すること」、「生活環境に関すること（景観や歴史文化も含む）」、「省資源・省エネルギーに関すること」の3つに分類しました。

さらに、本計画は市民・事業者・市が力を合わせて進めていくことが重要であることから、「参画と協働に関すること」についても分類しました。

ここでは、上記の4つの分類ごとに、どういった環境をめざすのかという基本目標を設定します。

亀山市環境基本条例

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 市民の健康で安全かつ快適な生活及び恵み豊かな環境を保全するために、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他生物の多様性の確保を図るとともに、人と自然の豊かな触れ合いを保つこと。
- (3) 良好な景観及び歴史的文化的な遺産を保全すること。
- (4) 資源又はエネルギーの消費抑制及び効率的かつ循環的な利用、環境保全技術の利用等により、環境の保全及び創造の推進を図ること。

「参画と協働に関すること」	【基本目標】	自主・協働による取り組みの促進
「自然環境に関すること」	【基本目標】	自然との共生
「生活環境に関すること」	【基本目標】	快適な生活環境の創造
「省資源・省エネルギーに関すること」	【基本目標】	循環型社会の構築

2 . 基本目標の考え方

【基本目標】 自主・協働による取り組みの促進（参画）

環境保全活動に市民・事業者・市が自主的に、また、お互いが協力し合って取り組むことができる社会づくりをめざします。

地球温暖化をはじめ、ごみの問題、河川の水や空気の汚れなどの環境問題は、私たちの日常生活や事業活動が主要因となっており、生活様式や事業活動のあり方を見直していくことが必要です。また、人工林や里山、農地などについては、利用価値が低下したことなどから所有者による管理が困難な状況となっています。自然の必要性については、自然に対する興味や知識により判断される部分が大きいと考えられます。

地域住民を対象に開催した地域懇談会では、情報提供が不十分なことが要因と考えられる環境問題への不安や不満に関する声が聞かれました。本市には、環境保全活動を積極的に行う市民団体が多く存在します。住民を対象としたアンケートでは、環境保全のためには、住民と行政が協力すべきとの意見が多くなっています。事業者については、国道のクリーン作戦や河川の美化活動に参加するなど、地域への貢献活動が行われています。事業者を対象としたアンケートを見ると、環境保全のためには多少コストが高くなるのは仕方がないとの回答が多く、事業活動に環境保全の観点が組み込まれていることがうかがえます。しかし、広報のように事業者に対して環境情報を伝達する手段がないことや、中小規模の事業者については環境対策に関するノウハウが不足しているなどの課題もあります。

以上のことから、まず、環境がどのような状況にあり、何が問題で、どのような解決策があるのかといったことを市民や事業者が認識できるような仕組みをつくります。また、本市の特徴である豊かな自然を守るため、自然に目を向けるきっかけづくりを進めます。次に、その“気づき”を環境保全活動へとつなげていくため、活動に参画しやすい体制を整えていきます。

なお、本市の特徴である豊かな自然を将来に継承していくためには、次世代を担う子どもたちがその必要性を感じる必要があります。今の子どもたちが大人になった時、そこにある自然を本当に守りたいと思うかどうかは、教育などによる知識だけではなく、自らの体験も合わせて必要であると考えられます。子どもが自然の中で遊び、学ぶということは、雄大な自然を相手に、危険なことまでも含めて自ら学ぶということになりますが、自然に対する畏敬の念を育むことができるような方策を考えていきます。

【施策の方針】

基本目標を達成するために、以下の方針に従って施策を展開します。

環境教育・環境学習の推進
推進体制の整備

【基本目標】自然との共生（共生）

豊かな森林、河川と周辺水路、身近な里山と農地、多様な生物が生存できる環境が将来にわたり良好な状態で受け継がれるまちをめざします。

本市は、北西部に鈴鹿山脈があり、森林が土地の65%を占めています。鈴鹿山脈から東南に広がる丘陵地・平野部にかけては、里山と農地が形成され、鈴鹿川をはじめ、安楽川、椋川や中ノ川など多くの河川や水路、ため池とともに人々に利用されてきました。この豊かな自然は、生物にとって貴重な生息空間となっているほか、野登山や石水溪、坂本の棚田、錫杖ヶ岳などの自然資源は市内外の住民にも親しまれています。住民を対象としたアンケートでは、山や林の緑の多さ、田園風景の美しさに関する満足度が高くなっています。児童・生徒を対象としたアンケートでも、将来望むまちとして、「自然豊かなまち」が多く支持されています。

しかし、森林や農地の面積は減少しつつあります。また、その利用価値が低下したことから管理が十分に行われず、荒廃が進んでいる部分もあります。その影響から、シカやサルなどの動物による農作物への被害、斜面崩壊による河床への土砂の堆積、水源かん養機能の低下など、私たちの生活にも影響が及んでいます。

以上のことから、森林や里山、農地を保全し、自然豊かな環境を将来に良い状態で残していきます。里山や農地には環境教育や余暇活動の場としての価値が注目されており、積極的に活用していきます。河川については周辺水路を含め、良好な水質と水量を維持しつつ、生き物がたくさんいる本来の河川らしさを取り戻します。

【施策の方針】

基本目標を達成するために、以下の方針に従って施策を展開します。

豊かな自然の保全

里山・農地の保全

生物の多様性の確保

自然とのふれあいの創出

本計画では、三重県型森林区分にある環境林と生産林を含めて「森林」を使用します。森林については、原生的なものから人工的なものまでありますが、特に限定して表現していない場合は、どちらも対象としています。

【基本目標】快適な生活環境の創造（安心）

安心して住み続けることができるまち、歴史的町並みやきれいな景色のあるまちをめざします。

本市には、鈴鹿川、安楽川、椋川や中ノ川などの河川のほか、多くの水路や農業用のため池が存在しています。鈴鹿川については、本市や下流域における水道水源となっており、良好な水質となっています。住民を対象としたアンケートでは、将来望むまちとして、「空気がきれいなまち」、「水がきれいなまち」が多く支持されています。

自動車交通については、東名阪自動車道、国道1号、国道25号、国道306号などの幹線道路が縦横に走り、通過交通量が多くなっています。また、自動車保有台数も年々増加し続けており、通過交通と併せて対策を検討していく必要があります。

また、本市では、既存産業に加え、最先端の液晶産業及び関連産業の進出等により、新市の発展が期待されています。住民を対象としたアンケートでも、環境保全と開発のバランスについて、「地域の発展や便利さにつながる開発であれば、環境保全上の支障がない範囲で実施しても良い」との回答が多数を占めています。その一方で、化学物質による環境汚染等に対する不安の声もあり、事業者の環境対策や情報公開などの取り組みが求められます。

町並みについては、関宿が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、亀山宿、坂下宿も含めて一体的に整備し、歴史的な街道づくりを求める声があがっています。また、まちの美観や快適性に関する市民ニーズも高まってきています。

以上のことから、空気や水を健全な状態に保ち、安心して暮らせるまちづくりを進めます。事業活動にあたっては、「環境と経済の両立」をめざし、環境負荷を低減する取り組みを進めていきます。

また、亀山市と関町の合併を機会に、長期的な視野で計画的な土地利用を図るとともに、亀山宿から関宿を経て坂下宿までの歴史街道づくりなど、魅力あるまちづくりを進めていきます。

【施策の方針】

基本目標を達成するために、以下の方針に従って施策を展開します。

- 生活排水対策の推進
- 道路交通対策の推進
- 環境に配慮した事業活動の促進
- 快適な生活空間の創出

【基本目標】循環型社会の構築（循環）

ごみの発生を抑えるとともに、省エネ・省資源に取り組む循環型社会の構築をめざします。

本市では、ガス化溶融炉によるごみ処理方式を導入しており、ごみをスラグ・メタルにして資源化し、最終処分量の削減に大きく貢献しています。住民を対象としたアンケートでも、ごみ収集やリサイクルに関する満足度が他の項目より高くなっています。

しかし、資源化が進む一方で、ごみ排出量は増加する傾向にあります。循環型社会の構築のためには、ごみを極力出さずに、循環利用が可能な資源の利用を進める必要があります。事業者を対象としたアンケートでは、ごみ減量のために有効な方法として、「過剰包装をやめる」、「リサイクル可能な製品を開発・販売する」などを挙げており、消費者の理解と協力を求めながら取り組みを進めることが必要です。

国道や山間部には、ポイ捨てや不法投棄の見られる所があります。ごみの適正な処理に反するこのような行為については、厳しく対処しなければなりません。住民を対象としたアンケートでは、行政が力を入れるべき対策として「廃棄物の不法投棄やポイ捨ての防止」が最も多くの回答を得ています。

また、近年の経済活動によって物質の健全な循環のバランスが崩れはじめ、地球温暖化など地球規模の環境問題が生じてきており、本市においても早急に対策を進める必要があります。

以上のことから、まずごみの発生を抑制し、次に再使用・再生利用を行い、それでも出るごみはスラグ・メタル化による資源化を行い、最後に適正な処分を行うとの方針を定着させ、ごみゼロの社会の実現をめざした取り組みを進めます。

地球温暖化など地球規模の環境問題でも、その対策は省エネ活動や自然エネルギーなど再生可能なエネルギーの利用、資源の節約と循環利用など、私たち一人ひとりができることの積み重ねです。このため、必要な取り組みを促し、地球環境への配慮を進めていきます。

【施策の方針】

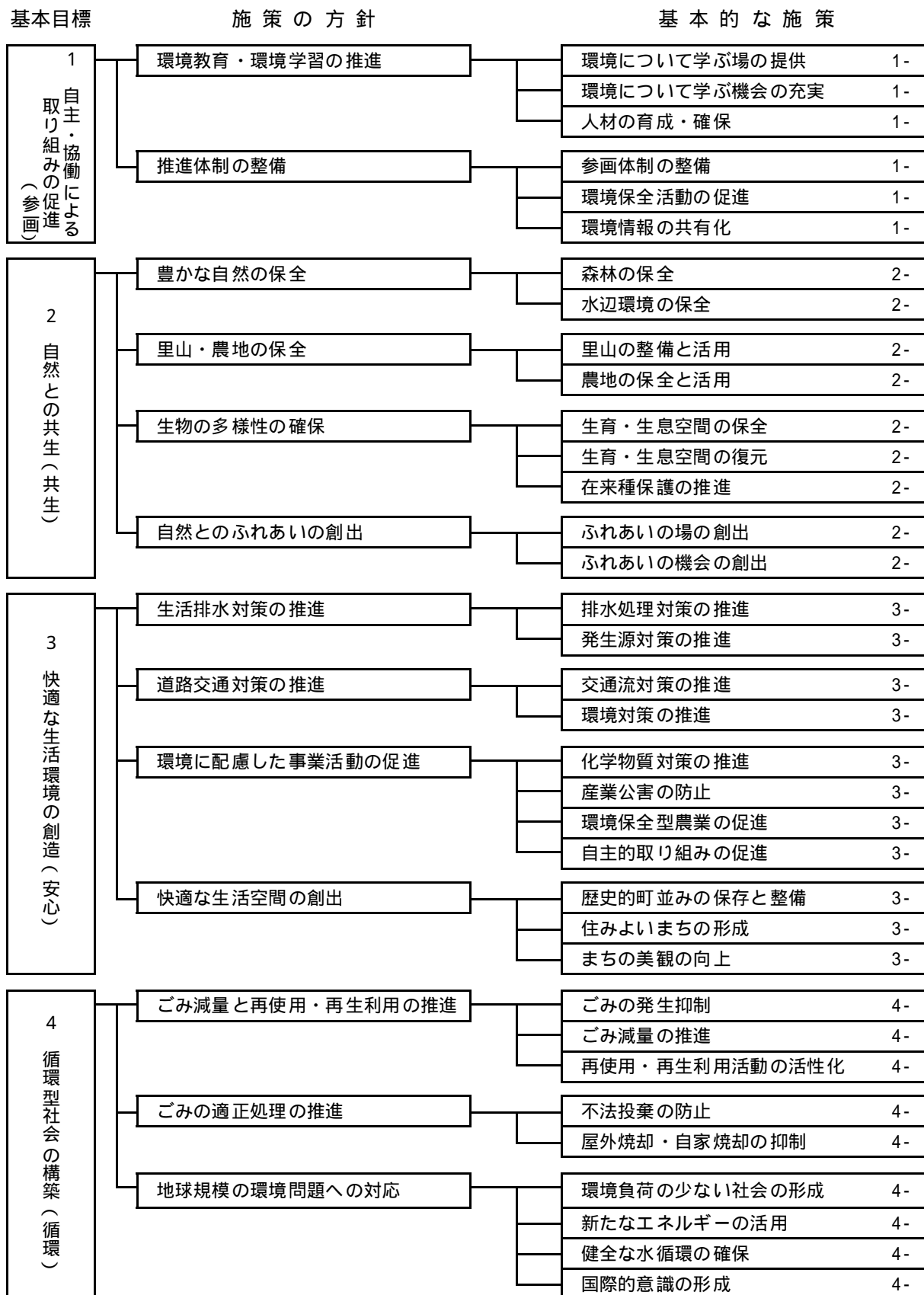
基本目標を達成するために、以下の方針に従って施策を展開します。

ごみ減量と再使用・再生利用の推進

ごみの適正処理の推進

地球規模の環境問題への対応

2節 施策の体系



3節 基本的な施策

1. 「【基本目標】自主・協働による取り組みの促進」を実現するための施策

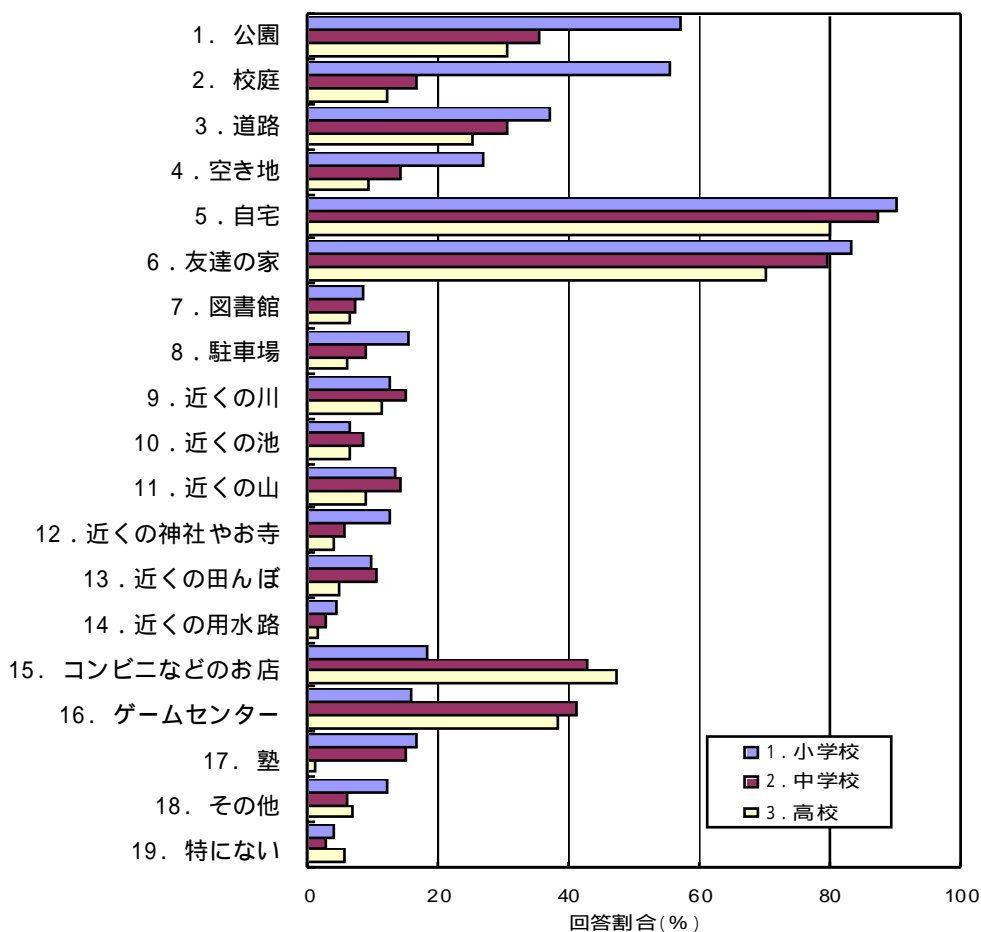
(1)環境教育・環境学習の推進

現状の課題

近年、「外で遊ぶ子どもが少なくなった」という話をよく聞くようになりました。児童・生徒に行ったアンケート調査では、自然については大切であるとの認識はあるものの、自然の中で遊ぶ子どもは少なくなっています。本市には、森林、里山、農地、河川といった自然が、身近に多く存在します。身近な自然にふれることは、地域に対する愛着を深め、豊かな自然を将来に継承していくことにつながると考えられるため、地域が一体となって自然とのふれあい活動をサポートしていくことが必要です。

また、環境に関する取り組みを地域が一体となって進めていくためには、まず、興味を深めることが重要です。積極的に環境教育・環境学習ができるような体制を整備する必要があります。

子どもの遊び場に関するアンケート調査結果



資料：平成15年度亀山市及び関町の環境についてのアンケート

施策

環境について学ぶ場の提供

身近にある自然を体験学習の場として利用できるような仕組みを構築します。また、身近な自然とふれあうことに目を向けるための手段として、学校や公共施設に、生物の生育・生息空間を創出します。

先進のごみ処理施設と自然環境ふれあいゾーンを持つ総合環境センターを見学会等の場として積極的に提供します。また、環境教育・環境学習の拠点づくりを進めます。環境対策に積極的に取り組む事業所についても、見学会等の場として公開されるよう促します。

環境について学ぶ機会の充実

身近な自然を活用した体験学習や自然観察会などの実施を促進します。また、個人、市民団体、事業者の活動発表会や講演会の実施、環境に関する講座やシンポジウムの開催など、環境について積極的に学ぶ機会を充実させます。

環境教育には、関連図書の実、三重県環境学習情報センターの活用など、国や県の実施する事業も有効に取り入れます。また、各学校においては、6月5日の「環境の日」を「学校環境デー」として創意工夫ある実践や、総合学習の時間を活用した環境学習を推進します。さらに、本市が取り組む「学校環境ISO推進事業」により、環境省が実施している「こどもエコクラブ」への加入促進を図り、環境について考える機会をつくるとともに、学校から家庭へ啓発を行い、環境活動を進めます。

人材の育成・確保

体験学習などの環境教育現場を補助できるよう、ボランティア登録制度を確立します。環境教育にあたる人材については、地域の子どもからお年寄りまで幅広い世代から育成できるよう努めます。また、三重県の環境人材データベースの活用など、県の実施する事業も有効に取り入れます。



自然環境ふれあいゾーン

(2)推進体制の整備

現状の課題

住民アンケートでは、環境行政への参加しやすさに対する満足度が低くなっており、市民参画機会の増加、意見交換の場の設置など、開かれた環境行政を推進していく必要があります。同様に、情報提供に対する満足度も低くなっており、わかりやすい情報の提供、効果的な伝達手段の確保が求められています。

また、自主的・積極的な環境保全活動が広く実施されるよう、市民団体等を支援できる体制を整備する必要があります。

施策

参画体制の整備

環境政策の企画立案段階における市民・事業者の参画を促進するとともに、市民・事業者・市の連絡協議会を設立するなど、積極的に民意を環境行政に反映します。また、ボランティア団体やNPO等が行う環境活動を支援し、財源の一部に充てるため環境保全基金など新たな制度の創設を検討します。

鈴鹿川や中ノ川の上流部と下流部の住民の交流を図るなど、周辺自治体と連携した広域的な環境活動を推進します。

環境保全活動の促進

市民や事業者による環境保全活動の実施状況や先進事例の紹介、活動団体等が情報交流できる場の提供により、積極的な環境保全活動を促進します。また、グリーン購入やISO14001認証取得など、市の率先行動を民間に普及させるとともに、環境に配慮した具体的な取り組みを紹介するなど、自主的な取り組みを促進します。

環境保全活動が社会活動の一環として行われるよう、エコマネーやエコショップ認定制度の導入を検討します。

環境情報の共有化

環境調査の項目、回数、地点等を適宜見直すとともに、環境調査結果を積極的に公開します。公開にあたっては、興味を引き、わかりやすい情報の提供に努めます。

また、事業者への情報伝達手段の確立、市民・事業者・市の環境情報交換の場の整備を推進します。

2. 「【基本目標】自然との共生」を実現するための施策

(1) 豊かな自然の保全

現状の課題

本市の森林の大部分は、木材生産を目的として人工林化が進められてきました。しかし、近年の木材価格の低下や林業の後継者不足などにより、人工林は適正な管理が行われずに荒廃が進む部分もあります。現在、国や県などの補助を受けて森林管理を進めていますが、その大部分が民有林となっており、所有者の合意を得なければ事業を実施できないことも森林管理が遅れる原因となっています。また、人材不足を補うため、森林ボランティアによる活動も進められていますが、ボランティア団体の実習林の提供や自立した組織としての体制づくりなどが課題となっています。

鈴鹿川をはじめとする河川は、人工林の荒廃からくる水量の低下、土砂の堆積が見られ、水生生物の生息環境、水辺としての利用価値が低下しています。地域住民を対象に開催した地域懇談会では、水辺環境を悪化させているものとして、道路から河川へのごみの流入、ポイ捨てや不法投棄などに関する意見が多くあげられており、これらについても対策を検討していく必要があります。

施策

森林の保全

森林環境創造事業による森林整備（次ページ表参照）を推進します。事業の実施にあたっては、所有者の理解促進に努めるとともに、森林ボランティア活動の支援を行います。森林面積の確保については、保安林等の指定による土地利用の規制、森林の公有化、開発行為等に対する適正指導に努めます。

水辺環境の保全

水源かん養林及び河川上流域の森林の適正管理を推進し、河川水量の維持、地下水や湧水地の保全に努めます。水辺の美観については、清掃活動や草刈りなど美化活動を推進します。

農業用水として利用価値のなくなったため池についてはできる限り保存し、生態系の保全や環境美化に努めます。

(2) 里山・農地の保全

現状の課題

農業従事者の高齢化・他産業との経済格差による後継者不足など、営農環境は厳しくなっています。このため、耕作放棄地が増加しており、多面的機能を有する農地をいかに保全していくかが課題となっています。

農村と隣接し、かつては燃料や堆肥原料などの採取場所とされた里山は、ガスや化学肥料の普及などにより利用価値が低下し、人手が入らなくなったことから荒廃が進みつつあります。

農地と里山は人の管理により成り立ってきた特殊な環境を形成しており、管理が放棄されればその形態や機能は次第に失われ、そこに存在していた独自の生態系もくずれてしまいます。このため、人の手が入ることにより維持されてきた農地と里山は、今後も何らかの方法で保全していく必要があります。

農地と里山は農業利用などでの需要は低下していますが、動植物の多様な生育・生息環境や子どもたちが自然と向き合う場としての価値は高く、そのあり方を見直す気運が高まりつつあります。

施策

里山の整備と活用

里山・農地・池が一体となった環境を保全する「環境再生事業」を推進します。また、里山管理を促すため、地域や市民団体が実施する里山管理の支援を行うとともに、里山の重要性に関する意識啓発やイベントを実施します。

農地の保全と活用

市民農園や農業公園として整備し、有効に活用します。また、景観形成作物の栽培を促進するほか、農業体験や環境教育の場、水生生物の生息環境としての利用も促進します。

三重県の森林区分ごとの取り組み

森 林 区 分		内 容	実施できる補助事業
環 境 林	環境保全型森林 保存型	原生的な森林生態系等、貴重な自然環境の保全を重視する森林	-
	保全型	土砂流出・崩壊の防備・水源かん養等の機能を確保することを重視した森林	森林環境創造事業
人との共生型森林	自然休養林等のレクリエーションの森林、住民が積極的に参加する森林、住民参加の森づくりを推進する森林	森林環境創造事業	
生産林	持続的利用型森林	木材等林産物の計画的・安定的生産を重視した森林	造林補助事業等

(3)生物の多様性の確保

現状の課題

本市の森林は大部分がスギ・ヒノキなど針葉樹の単調な人工林となっていること、人工林は間伐などの管理が十分に行われず暗い林床となっていることなどから、木の実や下草など動物のえさが森林から得られない状態となっています。このため、シカやサルなどにより農作物が荒らされるなど、深刻な被害が生じています。有害鳥獣としての頭数管理も必要な対策の一つですが、共に生きていく方法も考えなければなりません。

河川・水路については、コンクリートによる単調な護岸整備、堰堤による遡上阻害、森林の荒廃からくる土砂の堆積など、水生生物の生息環境として良い状態とは言えない部分も見られます。

今後は、野生動植物の生育・生息空間を保全・復元するとともに、近年問題となっている外来種対策、希少種の保護対策を進めていく必要があります。

施策

生育・生息空間の保全

動植物の生育・生息空間を保全する観点から、開発行為等に対する適正指導に努めます。また、治山・治水事業にあたっては、動植物の生育・生息環境に配慮した工法を導入します。

希少な動植物については、生育・生息環境を指定して保全し、保護を行います。

生育・生息空間の復元

森林環境創造事業の環境林整備により、有害鳥獣とされるシカやサルなどが生息できる環境を誘導します。同時に、これら有害鳥獣類については、農林業被害の現状把握を進めるとともに、当面は頭数管理など有効な防止対策を実施します。

森林や水辺など、多様な環境の連続性が確保されるよう努めます。河川・水路やため池については、多自然型工法による水辺整備を推進します。また、耕作放棄地を水生生物の生息環境として利用します。

在来種保護の推進

市内に生育・生息する動植物のデータベースを作成します。継続的な生物調査を実施し、動植物の分布状況を把握・監視します。外来動植物については、注意事項等の情報提供に努めるとともに、市民参加による外来種駆除活動を支援し、本市の在来種に影響を及ぼさないよう努めます。

(4)自然とのふれあいの創出

現状の課題

鈴鹿山脈とその周辺の優れた自然景観は、市民にとって自然体験やふれあいの場となっています。一方、身近な里山や農地、ため池などの二次的な自然や河川敷などは、昔の子どもにとっては遊びの場であり、学びの場でした。しかし、里山や農地の荒廃、水辺環境の悪化、生活様式の変化が進んだことなどから、児童・生徒に行ったアンケート調査によると、自然の中で遊ぶことは少ないという結果が得られています。

自然にふれ、その仕組みを理解することは、ふるさとへの愛着や、環境を良くしていくという意識や行動に反映されると考えられます。そのため、より多くの市民が、亀山の恵まれた自然景観を楽しむとともに身近な自然環境にふれるきっかけをつくる必要があります。

施策

ふれあいの場の創出

自然公園、散策路、親水性に配慮した水辺の整備を推進します。また、里山や農地といった民有地の市民への開放を促進します。

ふれあいの機会の創出

市民による環境資源マップ作成を行い、自然とふれあうことができる場の情報が容易に入手できるよう努めるとともに、自然資源を活用したイベントを開催します。また、自然観察指導員等の育成・紹介により、積極的に自然に学ぶ活動を支援します。



自然環境ふれあいゾーン

3. 「【基本目標】 快適な生活環境の創造」を実現するための施策

(1)生活排水対策の推進

現状の課題

本市は河川の源流域にあたり、水道水源地でもあることから、良好な水質を維持する必要があります。鈴鹿川や安楽川といった主要河川は概ね良好な水質を示しています。

現在、公共下水道や農業集落排水処理施設の整備を計画的に進めています。今後も引き続き下水道等の整備を推進するとともに、下水道整備対象区域外における生活雑排水対策を進めていく必要があります。

施策

排水処理対策の推進

下水道等を計画的に整備するとともに、供用開始区域における早期接続を促進します。下水道整備区域外においては、合併処理浄化槽の普及促進、浄化槽の適正管理の啓発・指導に努めます。

発生源対策の推進

市民参加型の水質調査や美化活動、生活排水対策講座などを実施し、生活排水への配慮を促します。水質調査結果を公開して水質に対する関心を深めるとともに、調査の継続・強化を行います。



加太川



竜川

(2)道路交通対策の推進

現状の課題

本市は、国道 1 号や名阪国道など主要幹線道路が通過する交通の要衝となっているため、通過交通量が多くなっています。さらに、第二名神高速道路や関パイパス等の建設により通過交通量の増加が考えられます。

一方、市内の自動車保有台数も年々増加しており、今後、交通量の増加による影響が生じることも考えられます。

これら道路交通による影響を軽減するため、交通量の削減や自動車自体の排出ガス対策など、環境負荷の低い交通体系を構築する必要があります。

施策

交通流対策の推進

市内移動の有効手段としてのバスの活用、快速列車の増発やバス-鉄道への乗り換え利便性の向上に向けた働きかけ、駅付近の駐車場・駐輪場の充実などにより、公共交通機関の利用促進を図ります。

渋滞が発生する箇所については、路上駐車の一掃や道路構造の改善に努めます。また、通過交通の市街地への流入を防止するため、効果的な道路網整備に努めます。

環境対策の推進

道路交通騒音など必要な調査を実施して監視に努め、排水性舗装、防音壁、緑地帯の設置など必要な対策を実施します。

環境に配慮した運転と車両の適正管理の啓発に努めるとともに、交通公害に関する指導・監視体制を強化します。また、国等の補助制度の活用などにより低公害車の普及を促進します。



さわやか号



国道 1 号

(3)環境に配慮した事業活動の促進

現状の課題

住民に行ったアンケート調査では、「ダイオキシン類や環境ホルモンなどの化学物質による環境汚染対策に力を入れるべき」との意見が多く見られ、化学物質に対する不安が強く感じられます。事業活動を行うにあたっては、規制基準の遵守だけでなく、活動の透明性や地域とのコミュニケーションが求められています。

農薬や化学肥料については、消費者の不安感があり、水質への影響なども懸念されることから、環境保全型農業への取り組みが求められます。

施策

化学物質対策の推進

化学物質の適正な管理・使用・処理に関する指導を行います。また、事業所内の土壌や地下水の自主測定の実施、化学物質に関する緊急時対応マニュアル策定等の指導に努めます。

産業公害の防止

規制基準等法令の周知と指導、環境保全協定の締結を進めます。必要に応じて、事業所に対する立入検査を実施するほか、市民と連携した監視・通報体制を確立します。深夜や早朝作業など迷惑行為に対しては指導を行います。

住工混在化地域では、適正な都市計画と工業地域の集約を行い、住工混在の解消に向けた誘導を行います。

環境保全型農業の促進

農薬や化学肥料の使用量に配慮した環境保全型農業を促進します。また、農業系廃棄物の適正処理を促進します。消費者に対しては、農薬に関する学習機会や情報の提供に努めます。

自主的取り組みの促進

事業者のISO14001や県の小規模事業所向けEMS(M-EMS(ミームス))など環境管理システムの構築支援、低騒音型機器への転換など公害対策への支援を実施するとともに、環境負荷低減に関する情報交換の場を設置します。

事業者による自主測定結果の公表など情報提供の促進、美化活動への参加など地域貢献活動の促進を図ります。

(4) 快適な生活空間の創出

現状の課題

本市は、市街化区域や市街化調整区域が未設定であり、宅地開発などが無秩序に行われることを防止するため、計画的に優れた町並み形成を誘導する必要があります。市民からは、まちの美観に関する条例制定や駅前整備など、町並み景観に関する要望が寄せられているほか、河川・空き地の雑草管理、街路樹の管理、ふん害に対する不満の声も多くなっています。

地域の憩いの場となる公園については、地域の実情に応じた適正配置、市民参画による設計など、地域に密接な関係となるよう、整備のあり方を見直す必要があります。

施策

歴史的町並みの保存と整備

歴史的雰囲気を感じることができる町並みの保存・整備を推進します。また、町並み保存活動に対する支援を行います。

歴史的資源マップ等を作成して活用するとともに、まちの歴史文化に対する保全意識の高揚に努めます。

住みよいまちの形成

景観計画や地区計画などによる良好な景観の誘導を図ります。

公園については、市民ニーズや地域環境を取り入れた配置・整備に努めます。また、環境美化に関する里親制度など市民参画による公園等の適切な維持・管理を進めます。都市部では緑化の推進と適正管理を推進します。街路樹については、樹種選定や管理方法について市民要望の反映に努めます。

公共施設や公益的施設のバリアフリー化を推進するとともに、狭隘道路の拡幅、歩車道の分離や段差の解消など、すべての人に配慮した道づくりを推進します。

まちの美観の向上

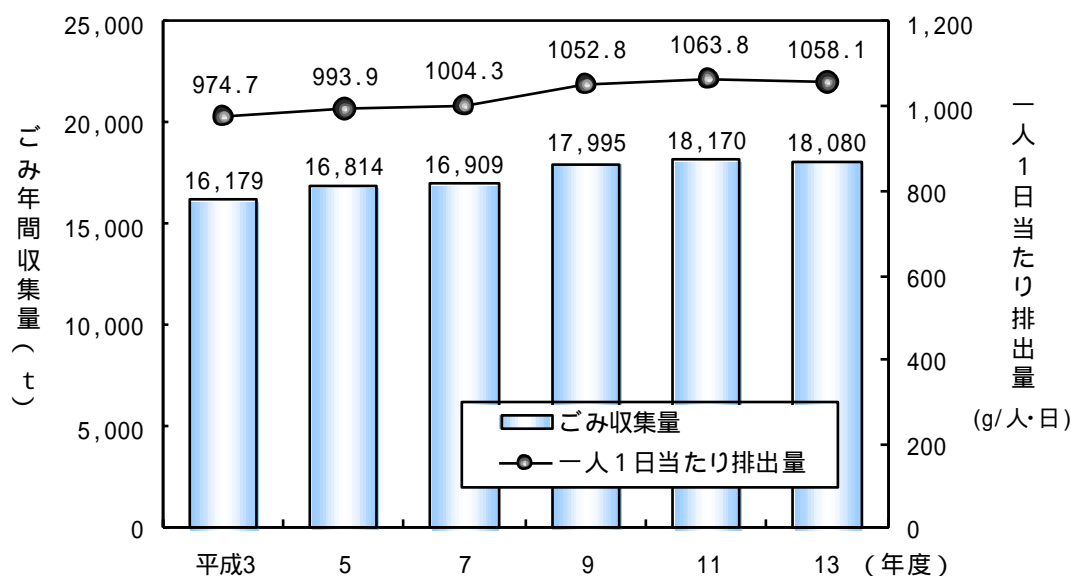
公共工事にあたっては、美観の向上に配慮します。看板や屋外広告物、放置自転車や放置自動車については、早期撤去に努めるとともに防止対策の強化を図ります。空き地の雑草管理、ポイ捨てやふん害の防止に関しては、啓発・指導を実施します。

4. 「【基本目標】循環型社会の構築」を実現するための施策

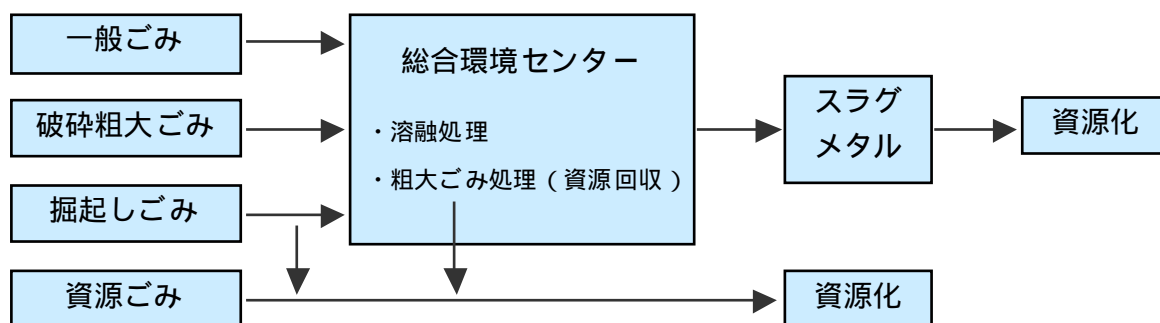
(1) ごみ減量と再使用・再生利用の推進

現状の課題

本市では、平成12年度よりガス化溶融炉という最先端技術のごみ処理施設を導入し、市域のごみを処理してきました。ガス化溶融炉による処理は、ダイオキシンの発生を低く抑えることができるとともに、投入したごみをスラグやメタルとして資源化できることから、最終処分を極小化することができます。一方、ごみの年間収集量や一人1日当たり排出量は緩やかな増加傾向が見られるため、まずごみとなるものを出さないことを心がける必要があります。



資料：三重県市町村累年統計表



施策

ごみの発生抑制

過剰包装の抑制や買い物袋持参運動の普及促進により、ごみとなるものの発生を抑制します。また、啓発活動により、ごみを出さないという意識の形成を促すとともに、ごみ指定袋の導入など効果的な排出抑制策を検討していきます。

ごみ減量の推進

家庭から出る生ごみについては、生ごみ処理機器購入費補助などにより堆肥化を促進するほか、事業者に対しても支援制度の導入を検討するなど、ごみ減量化を積極的に推進します。学校など公共施設においては、生ごみ処理機を設置して堆肥化を推進します。

学校や事業所などから出る廃食油のリサイクルを進めるとともに、剪定枝や雑草、家畜ふん尿等の有効利用を促進します。

また、エコッキングなどごみ減量に関する講習会の開催やごみ処理費用の公開など、ごみ減量意識の向上に努めます。

総合環境センターの刈草堆肥化事業については、溶融炉の廃熱利用による堆肥化処理能力の向上、コンポストの市民農園での使用、コンポストを使って作った野菜の市場等により、コンポストの利用を促進します。

再使用・再生利用活動の活性化

分別方法の周知徹底、資源の分別収集品目追加など、資源回収率の向上に努めます。また、フリーマーケットや不用品交換会、市民団体等による資源回収など、積極的な活動の支援を行います。

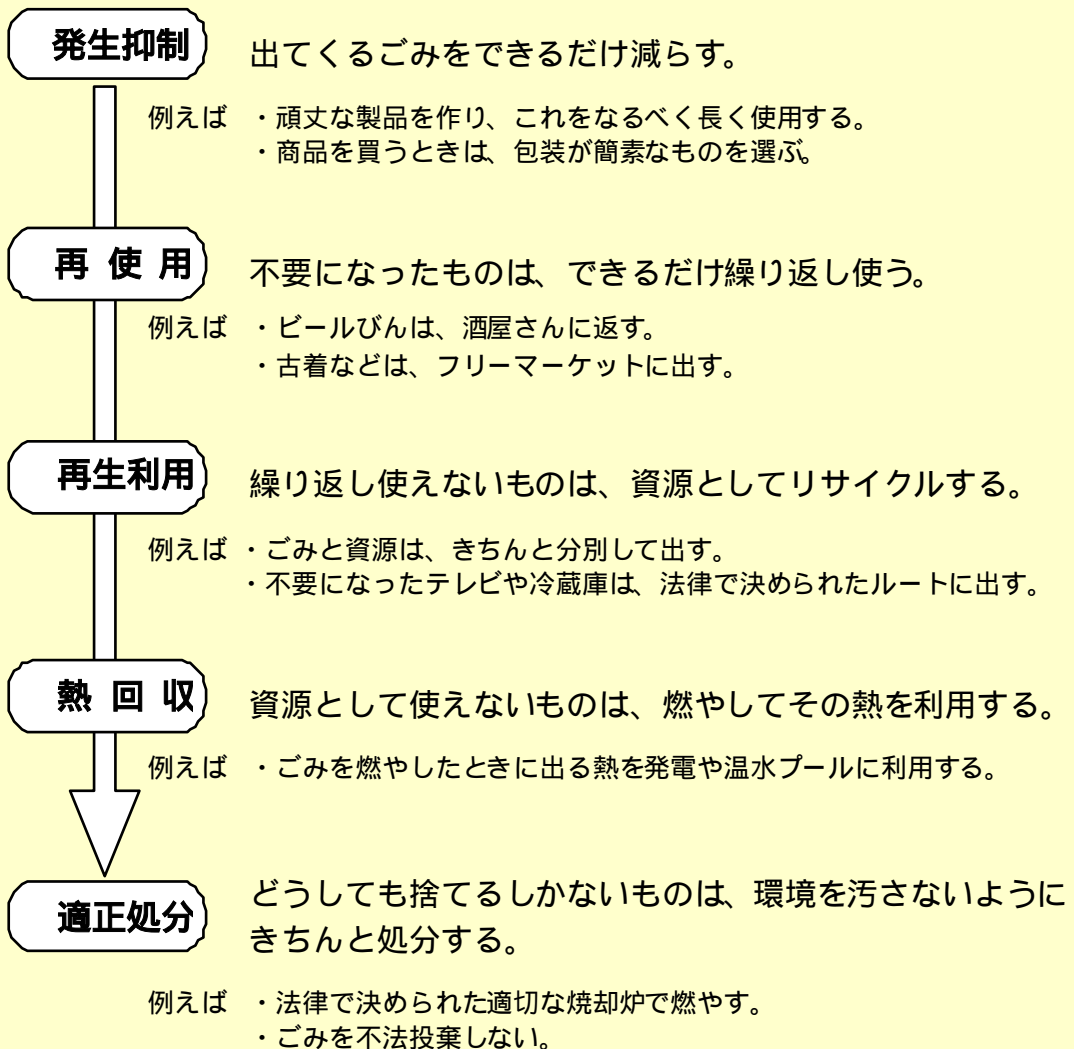
事業者については、販売店による資源等の店頭回収、リターナブルびんなど再使用可能な製品の普及、リサイクルしやすい製品の製造・普及などを促進します。同時に、グリーン購入の普及促進と製品に関する情報提供により、再生品利用を促進します。

公共工事で発生する建設副産物等の再生利用、リサイクル資材・商品廃材等の使用を進めます。溶融スラグについては、道路や砂場などへの活用方法を検討します。

排出された不用物の修理・有効利用を行う施設の整備を推進します。また、市主催のイベント時などにデポジット制を導入し、容器回収と環境意識の醸成を図ります。

循環型社会の形成に向けて

平成 12 年 6 月 2 日に公布された循環型社会形成推進基本法により、ごみの処理やリサイクルの取り組みの優先順位が初めて法律で定められました。



(2)ごみの適正処理の推進

現状の課題

国道 1 号の太岡寺交差点や鈴鹿峠付近にはポイ捨てが多く、以前より対策が求められていました。平成 15 年度の国道 1 号太岡寺交差点クリーン作戦では、大型看板の設置、花壇への植栽、生徒による壁画へのペイント、監視カメラの設置などさまざまな対策が実施され、ポイ捨て防止に効果を上げています。しかし、依然として山間部や河川への不法投棄・ポイ捨てが多く、引き続き必要な対策を講じる必要があります。

家庭や事業所での廃棄物焼却は、ダイオキシン類の影響が社会問題化してから減少していると考えられますが、焼却行為に関する苦情は毎年発生しており、違法な行為に対しては指導を徹底していく必要があります。

施策

不法投棄の防止

市民や道路管理者、近隣自治体との連携、不法投棄監視システムの拡充などにより、不法投棄監視体制の強化を図ります。また、国道や林道などのクリーン作戦等の美化運動の推進、まちをきれいにする条例の周知及び罰則規定等の強化により、不法投棄の防止に努めます。

屋外焼却・自家焼却の抑制

焼却行為による環境への影響や法規制に関する情報提供を行い、焼却自粛に対する協力の呼びかけを行います。違法な焼却行為に対しては、指導を行います。



不法投棄監視カメラ

(3)地球規模の環境問題への対応

現状の課題

地球温暖化や酸性雨などは地球規模・広範囲で影響が現れますが、その原因は私たちの活動によるものが大部分となっています。平成15年度に実施したアンケート調査では、環境への配慮は浸透しつつあるようですが、まだ十分と言える状況ではありません。本市の自動車保有台数は人口増加を上回る勢いで増加し続け、県内の電気・ガス使用量も増加しており、温室効果ガスである二酸化炭素の排出量増加の一因となっています。

また、森林の荒廃や都市化の進展等に伴って健全な水循環が阻害されており、洪水対策や渇水対策と合わせて水資源のあり方を考えていく必要があります。

施策

環境負荷の少ない社会の形成

環境にやさしい製品や行動の紹介など、環境に配慮した生活様式の定着を促します。具体的には、行政の率先行動の実施及び取り組みの紹介、国や県の環境家計簿の家庭への普及促進、事業者のISO14001や県の小規模事業所向けEMS(M-EMS(ミームス))など環境管理システムの構築支援などを行っていきます。

また、低公害車の普及や公共交通機関の利用を促進するとともに、輸送エネルギーの少ない地産地消を促進します。

新たなエネルギーの活用

太陽光発電や風力発電など自然エネルギーの公共施設への導入、各家庭や事業所への太陽光発電の導入支援を進めます。また、工場排熱など未利用エネルギーの活用を促進するとともに、有機性廃棄物や間伐材などバイオマス資源の有効活用に関する調査研究を進めます。

総合環境センターの溶融炉から排出される廃熱については、温室や暖房、コンポスト製造への活用など、地域還元を進めます。

健全な水循環の確保

森林や農地等の適正管理を促進し、水源かん養機能の確保に努めます。また、節水意識の高揚、雨水貯留タンクや透水施設の設置促進などにより、雨水の有効利用や洪水被害の軽減に努めます。

国際的意識の形成

酸性雨、オゾン層の破壊、砂漠化の進行、野生生物種の減少など地球規模の環境問題に関する情報提供に努め、地球環境の悪化を防止する意識の向上を図ります。

第3章 市民・事業者・市で進める重点的取り組み

ここに示す重点的取り組みは、公募により集まった「住民環境会議」、行政が呼びかけた事業者で構成する「事業者環境推進協議会」、亀山市及び関町の職員で構成する「亀山市・関町合同環境基本計画策定検討部会（検討部会）」で検討を行ってきました。

重点的取り組みは今後5～10年間を目途に実施し、本計画を先導する役割を担うものとして位置づけます。第2章の長期計画では、基本目標の実現に向けた施策を示していますが、重点的取り組みとも関係するものがあるため、これらを有機的に組み合わせています。同時に、市民・事業者の参加を促すために必要な支援を行います。

「ごみ」「水」「自然」「まち」の4つのテーマ及びテーマごとの目標については、住民環境会議のメンバーが中心となり、「将来、こんなまちにしたい」という話し合いの中から導きました。さらに、「目標を実現するためにはどんなことをすべきか」について話し合い、9つの重点的取り組みが提案されました。

重点的取り組みの内容については、住民環境会議及び事業者環境推進協議会、庁内各課からの提案をもとに整理し、検討部会で施策との整合などについて検討を行いました。

重点的取り組みの推進にあっては、市は実施計画を作成して関連施策を推進するとともに、市民・事業者との話し合いを行いながら、市民・事業者・市が一体となって取り組んでいきます。

テーマごとの目標	重点的取り組み
【ごみ】「ごみ意識の高いまち」をつくろう	1. ごみを出さない意識を育てる
	2. 自治会中心で分別を徹底する
	3. 有機資源を活用する
【水】「豊かで清らかな水のあるまち」をつくろう	4. 水資源を確保する
	5. 水に親しむ環境を整備する
	6. 生物と共存する
【自然】「耕作放棄地のない、里山にどんぐりが生いしげる自然環境のあるまち」をつくろう	7. 耕作放棄地や里山整備の活動基盤をつくる
【まち】「笑顔の集うまち」をつくろう	8. 歴史的町並みづくりを進める
	9. 輝きのまちづくりを進める

次ページ以降、重点的取り組みの内容を示す表の右欄には、第2章の長期計画で設定した施策との関連も番号で示してあります（番号は、11ページ「施策の体系」を参照）。

【ごみ】「ごみ意識の高いまち」をつくろう

1. ごみを出さない意識を育てる

A 期待する効果

- ・みんながあらゆる段階でごみを減らすことを考えるようになる。
- ・ごみの排出が抑制されて二酸化炭素の発生が少なくなったり、溶融炉や最終処分場の寿命が長くなる。

B 取り組みの内容

取り組みの内容	市民	事業者	市	関連施策
				(p.11)
ごみに対する認識を深める 分別方法や収集回数、集積場所などについて、市民集会を開くなどして話し合う機会を設ける。また、市民や事業者のごみ減量への取り組みの紹介、他市町村の事例紹介を広報・ホームページ等で行う。	活動へ参加する	活動へ参加する	啓発を行う、ごみ処理基本計画を市民参加で策定する	4- 4- 4-
ごみになるようなものを買わない・もらわない 食品トレイに入ったものを買わない、不要な包装は断る、マイバッグを持参してレジ袋をもらわないなどの活動に取り組む。	不要なものは断る	市民に協力を求める	市民・事業者に協力を求める	4-
エコクッキングを身につける 毎年1回実施しているエコクッキング講座を、地域単位で開催する。開催回数や対象地域、メニューについては、市民の要望を取り入れながら検討する。	エコクッキング講座へ参加する	-	エコクッキング講座を開催する	4-
物を大切に長く使う 総合環境センターへ持ち込まれた電化製品や家具等を修理して展示・販売を行う施設の整備を推進する。旧焼却施設跡地等を候補地とし、運営はシルバー会員やNPOなどとする。	運営に参加する	-	修理等を行う施設を整備・運営する	4- 4-
リユースを進める 市が実施するイベントでは、飲料容器等を対象にデポジット制を導入する。また、繰り返し使用できるリユース食器を市が買いそろえ、事業者や市民団体が行うイベントに貸し出しを行う。	イベント時はデポジット制に協力する	イベント時はデポジット制を導入する	イベント時はデポジット制を導入する	4-
不法投棄を防止する 不法投棄防止パトロールを行う。森林、農地などの民有地については、所有者・管理者による被害の申告を求めて市内の被害を把握する。不法投棄の多い箇所には監視カメラを設置する。	不法投棄防止パトロールへ参加する	不法投棄に関する情報を提供する	監視カメラの設置、その他防止対策を実施する ()	4-

その他防止対策 は何をするの？

不法投棄については、市外から持ち込まれるケースもあるため、国や県と連携して、市内外の広域に渡る環境教育の実施を求めます。また、資源の大切さを理解してもらうため、親子参加の環境教育を実施します。

悪質なケースの増加が見られれば、まちをきれいにする条例の罰則規定強化、市が発注する事業の指名停止、監視カメラで映し出した映像の発表、警察への通報や告発を検討します。

【ごみ】「ごみ意識の高いまち」をつくろう

2. 自治会中心で分別を徹底する

A 期待する効果

- ・分別することによりごみに対する意識が高まる。
- ・地域住民の間で、地域の環境を守ろうとする結びつきが強くなる。

B 取り組みの内容

取り組みの内容	市民	事業者	市	関連施策 (p.11)
自治会単位で分別を徹底する 転入者へのごみ分別等の周知、排出違反者への連絡の徹底など、自治会へ協力を呼びかける。自治会単位での取り組みを強化するため、自治会のPR活動の支援、自治会への加入が進められるよう働きかける(1)。	自治会活動に協力する	従業員に協力を呼びかける	自治会ごとのごみ分別コンテスト(2)等を開催する	4-
転入者・通勤者へ周知徹底する ごみの分別方法について、従業員教育を徹底するよう事業者に求める。同時に、転入時には住民票の異動、自治会加入への協力を求める。	転入者に分別方法等を教える	従業員の教育を徹底する、転入者に住民票の異動と自治会加入を促す	転入手続時には、ごみ出しカレンダーを渡して分別等の指導を行う	4-

1 自治会への加入促進は何をするの？

地域の情報伝達をスムーズに行うため、転入者に住民票の異動を促して広報を活用できる環境をつくとともに、自治会への加入を促します。転入者の多い地域では、アパートや掲示板にチラシを掲示するなど自治会のメリット・必要性をPRします。

ごみ指定袋制を導入する際は、広報以外にも周知する方法を検討し、制度を徹底させます。転入手続や自治会加入までの一時措置として、指定ごみ袋売り場(スーパー、コンビニなど)でのごみカレンダーの配布を働きかけます。

2 自治会ごとのごみ分別コンテストは何をするの？

自分たちがどれくらいのごみを出しているのか、相対的にどれくらいの量を出しているのかが把握できます。コンテストでは、各自治会に意志発表をしていただき、意識の高揚を図ります。

【ごみ】「ごみ意識の高いまち」をつくろう

3. 有機資源を活用する

A 期待する効果

- ・ごみに対する意識が変わり、ごみ減量と資源化が進む。
- ・地球温暖化の防止につながる。

B 取り組みの内容

取り組みの内容	市民	事業者	市	関連施策 (p.11)
生活に応じた生ごみ堆肥化を行う 生ごみはコンポスト、ボカシ、土に埋めるなどして堆肥化する。堆肥化に関する情報を交換できる制度を作る。	生ごみ堆肥化に 取り組む、情 報を提供す る	生ごみ堆 肥化に取 り組む、情 報を提供す る	堆肥化の 情報を提 供する、補 助金で支 援する	4-
NPOと行政主体で生ごみ堆肥化を行う 先進地の堆肥化システムの見学、売れる良質の堆肥 を作成するための市場調査、団地や集落などモデル 地区を指定して試験的に生ごみ堆肥化を行う。セン ターの刈草堆肥化事業については、廃熱利用による 発酵促進、生ごみの混合など研究を進める。	取 り 組 み へ 参 加 す る	取 り 組 み へ 参 加 す る	調 査 ・ 研 究 を 進 め る	4-
剪定枝を有効活用する チップ化機械により、剪定枝の活用を進める	取 り 組 み へ 参 加 す る	取 り 組 み へ 参 加 す る	事 業 を 実 施 する	4-
廃食油のリサイクルを進める 廃食油で石けんを作ったり、燃料化して公用車等に 使用できるように調査研究を進める。	廃 食 油 の 回 収 に 協 力 する、石 け ん を 作 る	廃 食 油 の 回 収 に 協 力 する	市 民 団 体 等 に 委 託 し て 石 け ん を 作 る、 燃 料 化 の 調 査 ・ 研 究 を 行 う	4-
行政主導の取り組みを進める 木質ペレットストーブ(1)、有機資源のメタン 発酵や水素発酵(2)に関する研究を進める。	-	-	最 新 技 術 を 研 究 す る	4-

1 木質ペレットストーブは何をするの？

木を原料にしたペレットを燃料とする木質ペレットストーブの公共施設への導入を検討します。木質ペレットは扱いやすく、間伐材から製造できるため間伐材の有効活用にもなり、森林組合等と協力して普及をめざします。化石燃料を使用しないことから温暖化防止につながります。

2 メタン発酵や水素発酵

生ごみや家畜のふん尿などの有機資源を、メタン生成細菌や水素生成細菌の分解能力を借りてメタンガスや水素ガスを発生させること。発生したメタンガスや水素ガスは回収され、エネルギーとして利用される。

【水】「豊かで清らかな水のあるまち」をつくろう

4. 水資源を確保する

A 期待する効果

- ・安心して飲むことのできるきれいな水が維持される。
- ・水が大切に使われ、人にも生き物にも必要な水の量が維持される。

B 取り組みの内容

取り組みの内容	市民	事業者	市	関連施策 (p.11)
取り組みを進める体制をつくる 下流に住む人たちにも協力を求めながら、流域住民と行政が一体となった協力体制をつくる。	環境リーダーになる()	率先的な取り組みを進める	水資源の大切さについて啓発を行う	1- 3-
清らかな水を守る(ハード面) 公共下水道や農業集落排水処理施設を整備するとともに、その他の区域では合併処理浄化槽への転換を促進する。	下水道等に接続、その他の区域では合併処理浄化槽への転換を行う	下水道等に接続、その他の区域では合併処理浄化槽への転換を行う	下水道等の整備、合併処理浄化槽に転換するための補助を行う	3-
清らかな水を守る(ソフト面) 家庭内のできる生活排水対策を紹介する。また、行政や事業者が率先的な取り組みを進め、市民や教育現場に紹介・報告する。 不法投棄の監視、パトロールを行う(重点的取り組み1:ごみを出さない意識を育てる)、浄化槽の適正管理を徹底する。	生活排水に気を配る 浄化槽を適正に管理する	事業所排水をきちんと管理する 浄化槽を適正に管理する	排水に関する啓発、水質調査を実施する 浄化槽の適正管理を呼びかける	3- 3- 3- 3- 4-
安全な水道水を守る 道路や工場などの事故時には、危険物等が河川に流入して水道水源に影響すること考えられるため、水道水源の水質の常時監視と異常時の取水停止が速やかにできる仕組みづくりを進める。	監視に協力する	事業所排水をきちんと管理する	国や県へ協力を求めながら施設を整備する 情報を公開する	3-
豊かな水を守る 河川の水量確保、地下水及び湧水の保全のため、森林の適正管理や農地の荒廃防止に努めるとともに、水を無駄に使わないよう啓発を続ける。	里山、農地、森林の手入れを行う 水の節約と有効利用に協力する	里山、農地、森林の手入れを行う 水の節約と有効利用に協力する	里山、農地、森林の手入れを支援する 森林の重要性を周知する	2- 2- 2- 2- 4-

環境リーダーは何をするの？

日常生活の中で環境保全の取り組みを実践するとともに、他の市民に対し普及啓発活動を行うような環境に関心のある人たちのことを環境リーダーとします。環境リーダーは環境対策を市へ提案し、市はそれをもとに市民に周知し、市民は活動を実践します。

【水】「豊かで清らかな水のあるまち」をつくろう

5. 水に親しむ環境を整備する

A 期待する効果

- ・水辺に親しむことで、水環境を守る心が育まれる。
- ・やすらぎ・憩いを感じることができる。
- ・子どもたちの遊び場が増え、愛郷心が芽生える。

B 取り組みの内容

取り組みの内容	市民	事業者	市	関連施策 (p.11)
水に親しむ場所をつくる 川から岸辺までの道、地域の子どもがひざくらいまで入れる川辺を確保する。河川景観を整備する。	活動に参加する	活動に参加する	市民提案型の河川整備を推進する	1- 2- 2-
憩いのある水辺をつくる 魚・鳥・虫など生き物がいつも見られる川づくりを進める（重点的取り組み6：生物と共存する） また、ごみのない川にする。 一部地域で水田の年中水張りなどを行う。 湧水やそこにつながる水路を保全する。	活動に参加する	水田を提供する、活動に参加する	市民提案型の河川整備を推進する クリーン作戦を実施する	2- 2- 2- 2- 2- 4-
川に触れる教育を継続的に実施する 学校の授業で川の大切さや川のはたらきを教える。 みんなで川に入ってそれを実感させるとともに、川での遊び方を教える。川の源流への道を整備して、環境学習の場として活用する。	川の実践教育グループを組織する	活動を支援する	教育現場を整備・支援する 環境教育を継続して実施できるようにする	1- 1- 2- 2-



【水】「豊かで清らかな水のあるまち」をつくろう

6. 生物と共存する

A 期待する効果

- ・「生」のある環境から、水の大切さに気づく。
- ・生き物がいることで、憩いを感じる。
- ・希少な動植物が保護される。

B 取り組みの内容

取り組みの内容	市民	事業者	市	関連施策 (p.11)
生き物の快適な住まいをつくる 希少動植物など保護するものと、自然のままの競争原理により生態系を維持するもののバランスを検討する。指定した生物保全区域からの希少種持ち出しへの罰則規定を含む動植物の保護制度の制定を検討する。 農薬や凍結防止剤などの影響調査を実施する。	動植物の保護活動に参加する	化学物質の拡散を抑制する	生物・生態系への影響を調査する 動植物の保護制度を検討する	2- 2- 2- 3- 3-
外来種の影響を低減する 外来種(ブラックバスやブルーギルなど)の一定の地域への分離、または駆除を行う。	外来種駆除活動に参加する	外来種駆除活動に参加する	市民参加型の駆除活動を支援する	2-
生き物の視点から見た教育・啓発を行う 亀山の動植物を知るための教育を行うとともに、人間が長年動植物に与えてきた悪影響を積極的に示す()。 情報の発信源で集まりの場、教育の場としての環境拠点をつくる。	動植物に関する情報を提供する	動植物に関する情報を提供する	環境拠点を整備する、情報提供・啓発活動を行う	1- 1- 1- 1- 2-
生き物にやさしい構造にする 海と川を回遊できる魚道を堰堤に整備し、川にはたまり、ワンドがあり、成魚や稚魚の育つ環境にするなど多自然型川づくりを取り入れ、自然の流れを取り戻す。工法等については、生物との共存の視点で専門家がアドバイスする制度を導入する。 また、水辺林、葦、泥、雑木のある環境を整備し、必要に応じて生き物とふれあうためのゾーン、生き物の保護を優先するゾーンなどを設定する。 モデル地区を指定して水路と水田がつながった昔ながらの水田を復元し、水生生物が行き来できるようにする。	活動に参加する	活動に参加する	多自然型工法の導入を推進する	2- 2- 2-

悪影響を積極的に示す は何をするの？

例えば、水質が悪いのは、水が勝手に汚くなったからではなく、人が汚したからです。環境関連の記事には、人の生活が自然環境に影響を与えていることを自覚させるような表現を積極的に用い、自然環境の保全や排水対策などの活動の啓発につなげます。

【自然】「耕作放棄地のない、里山にどんぐりが生いしげる自然環境のあるまち」をつくろう

7. 耕作放棄地や里山整備の活動基盤をつくる

A 期待する効果

- ・耕作放棄地が少なくなり、有害鳥獣や害虫による被害の拡大が抑制される。
- ・景観が良くなる。
- ・子どもたちの遊び場が増え、愛郷心や自然を大切に作る心が芽生える。

B 取り組みの内容

取り組みの内容	市民	事業者	市	関連施策
				(p.11)
貸し借りのルールをつくる 市は、耕作放棄地や里山を貸す人・貸す場所、借りる人・やりたいことについて情報収集し、リストを作成する。条件が合えば、市と市民団体に仲介を行う。提供場所の維持・管理は、原則として市民団体などボランティア活動で行う。市民農園などは、できるだけ公共交通等を利用できる場所を探す。	提供された耕作放棄地や里山の維持・管理を行う	耕作放棄地や里山を提供する	提供された耕作放棄地や里山の維持・管理を支援する 耕作放棄地や里山提供を支援する	1- 1- 2- 2-
維持・管理を支援する 維持・管理に必要な情報、資材等については、市、事業者の協力を得てそえる。	資材提供に協力する 市民団体的な農業集団をつくって事業を行う	資材提供に協力する 農林作業のノウハウを提供する	資材提供、情報提供に協力する	1- 1- 2- 2-
作業ができる人を育てる 「環境再生事業」をモデル事業とし、市民団体が里山管理に関する作業研修ができるようにする。また、鈴鹿森林組合のボランティアグループ「グリーンワーク鈴鹿」との協働作業も行う。	作業研修に参加する	作業研修に参加する	市民団体を育成・支援する	1- 2- 2-
耕作放棄地や里山を活用したイベントを開催する 自然環境を活かした体験型のイベントを開催する。	イベントを開催する	イベントに協力する	イベントを支援する	2- 2- 2-

【まち】「笑顔の集うまち」をつくろう

8. 歴史的町並みづくりを進める

A 期待する効果

- ・歴史ある東海道亀山宿・関宿・坂下宿の町並みが守られ、“まち”への愛着が育まれる。
- ・亀山の魅力を探し、みんなで亀山を活かす方法を考えるようになる。

B 取り組みの内容

取り組みの内容	市民	事業者	市	関連施策
				(p.11)
環境周遊エコノコルートマップをつくる() 市内で、人に出会える場所、物(史跡・文化財)生き物等の位置を記したマップをつくる。 また、亀山の坂道には名前をつける。 なお、マップは随時更新する。	マップづくりに参加する 情報を提供する	-	マップをつくる	2- 3-
環境周遊エコノコルートを活用する マップを使ったタウンウォッチングを開催し、市内周遊ルートを活用する。市は周辺の景観に調和した標識や案内板を整備する。	タウンウォッチングに参加する	タウンウォッチングに参加する	ルートの標識や案内板を整備する イベントを主催する	2- 3- 3-
歴史的な町並みと今の暮らしとを調和させる ごみ箱やごみの集積所を木でつくる、エアコンの室外機を木で囲う、アーケードを緑化するなど、今の生活を損なわないで歴史的な町並みを保存する取り組みに一人ひとりが協力する。	自宅を周辺の景観に調和させる	事業所の建物や看板を周辺の景観に調和させる	市民・事業者に協力を求める	3- 3-
東海道の町並みを関から亀山へつなげる 格子戸の町並みを残す、あるいは古い町並みへ戻す、電線を地中化する、など町並みを保存する方法を話し合う。また、古い家の移築及び保存制度、町並みを保存する条例の制定も検討する。太岡寺囀の歴史の道化を検討する。 空き店舗を拠点とした町並み保全活動を継続・拡大する。	活動へ参加する	活動へ参加する	活動を支援する 町並み保存の制度化・条例化や景観計画区域の指定を検討する	3- 3-

エコノコルートマップは何をするの？

亀がノコノコ歩くような、スローライフで、ゆっくりまちを歩くための地図。市内で、多くの人に出会う、物(史跡・文化財)に出会う、動物(植物)に出会う、輝いた自分に出会うことができる場所を記します。

【まち】「笑顔の集うまち」をつくろう

9. 輝きのまちづくりを進める

A 期待する効果

- ・みんながまちづくりに参加して、一人ひとりが輝くまちになる。
- ・多くの人と出会い・知り合い、安全・安心のまちになる。

B 取り組みの内容

取り組みの内容	市民	事業者	市	関連施策 (p.11)
まちに緑を残す まちの緑のあり方を市民で話し合い、斜面の緑地の保全方法や、太岡寺畷の活用方法について検討する。また、皆で道沿いにアジサイなどを植えて手入れをしたり、緑の募金に協力するなど、できることを進める。	話し合い や活動へ 参加する	活動へ参 加する	「～の道」 などの整備を進め る 国や県に 協力を求め る	3-
まちをきれいにする 道路や河川、林道などの清掃活動を行う。行政主催の活動のほか、事業者主催でも活動を行う。市はごみの処理や関係機関との調整、情報提供などの支援を行う。	活動へ参 加する	清掃活動を主催する 活動へ参 加する	清掃活動を主催する 活動を支援する	2- 3- 4-
一人ひとりが活躍する 地元の祭りやイベントなどに参加し、市民(地域住民)のつながりを強める。行政の事業や地元のイベントなどの情報を、広報・ホームページ等で提供する。	話し合い や活動へ 参加する	活動へ参 加する	市民・事業者に協力を求める 情報を提供する	1- 1-
亀山の環境を未来へつなげる 若い世代と高齢者との交流の機会をつくり、昔ながらの遊び方や知識・知恵を受け継ぐ機会をつくる。子どもに限らずさまざまな世代を対象とした亀山の環境を活かした体験学習の機会をつくる。 アパート・マンション等を建築する際には事前説明会を実施する。()	活動へ参 加する 講師として知識を 提供する	場所や資材を提供する 講師として知識を提供する 建築事前説明会を実施する	交流会を主催する 体験学習を主催する	1- 1-

事前説明会 は何をするの？

アパート・マンション等の建築のように地域住民の数に大きな変化がある時には、あらかじめ、自治会への加入促進やごみの排出場所の確保など地域レベルの問題を解決しておきます。今まで住んでいた人もこれから住む人も、一人ひとりが亀山市民としての自覚を持つとともに、地域での出会いや活躍のきっかけをつくれます。

～ 住民環境会議からの提案 ～

本計画に沿った取り組みを、市民・事業者・市が一体となって、一つの方向に向かって進むためには、共通の合い言葉が必要です。

本計画の策定に協力いただいた住民環境会議では、まちの将来像について話し合う中で、次のようなフレーズが提案されました。

輝け輝け みどりと歴史 もっと輝け わたしたち

～ 絵になるまち・自立するまち・未来へ続くまち 亀山 ～



第4章 土地利用別環境配慮事項

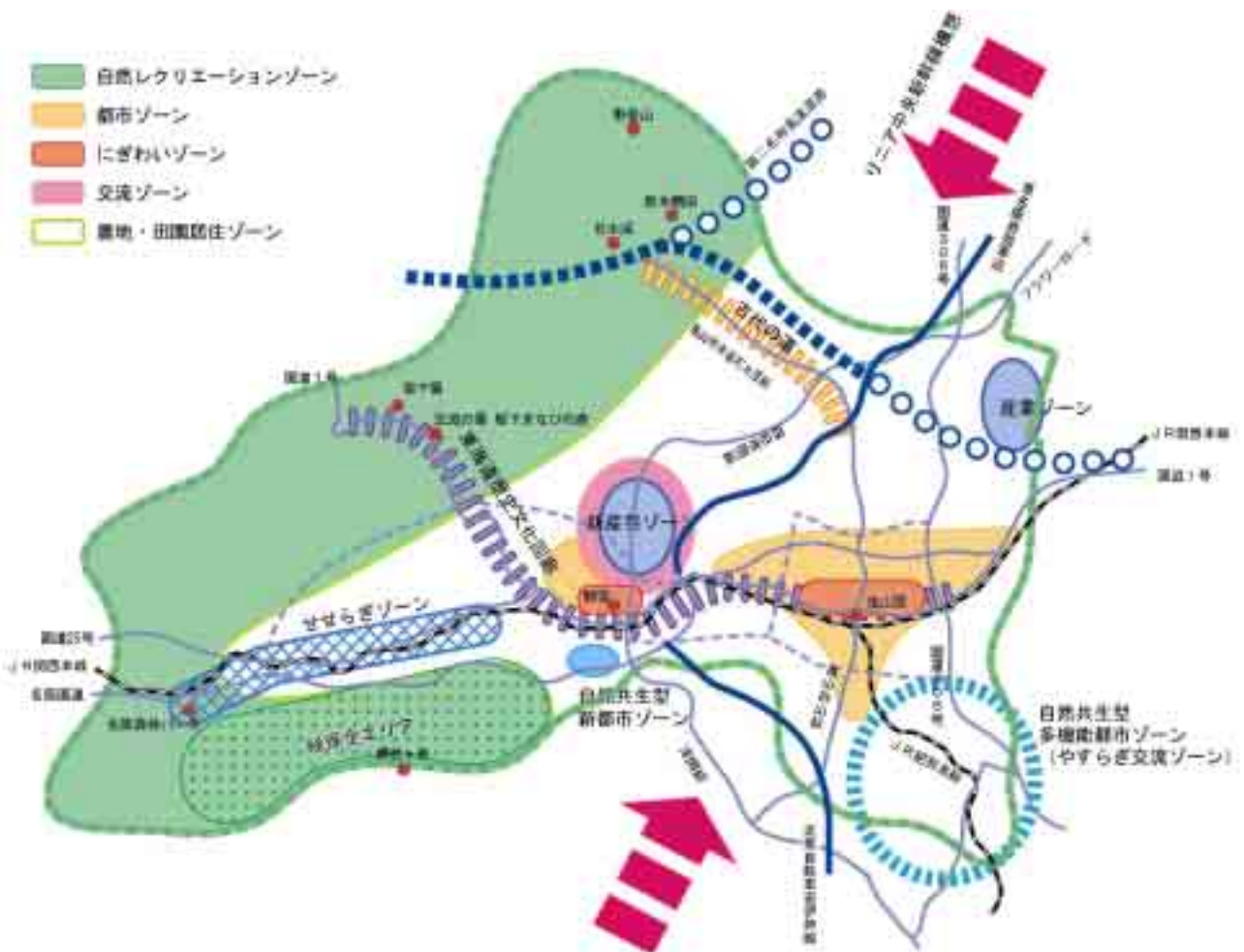
ここでは、「新市まちづくり計画」のゾーニングを基に、土地利用別に市民・事業者・市の役割に応じた環境配慮事項を示します。この環境配慮事項は、現在生活している場所や働いている場所がどのゾーンに該当し、ここではどのようなことに配慮していくべきなのかといった方向性を示しています。

市は、施策を実施するとともに、各ゾーンの整備の方針に従ったまちづくりを進めます。市民・事業者は、整備の方針に従ったまちづくりに協力するとともに、環境面で特に配慮すべき事項（日常の環境配慮事項と開発時の環境配慮事項）に取り組みます。

日常の環境配慮事項は、第2章に示した施策の中から各ゾーンで該当するものを抜き出し、市民・事業者の立場に置きかえたものです。開発時の配慮事項は、開発事業が行われる際に、各ゾーンの特徴を損なわないようにするため、指導時などに活用するものです。

1節 ゾーニング

「新市まちづくり計画」では、新市の土地利用について、優れた自然環境や優良な農地の保全・活用を行い環境共生型の都市形成を進めることとしています。その中で、快適に居住することができ、さまざまな都市活動や交流を行いやすい土地利用をめざしており、図のようなゾーニング（地域分け）を行っています。



2 節 土地利用別整備の方針と環境配慮事項

1 . 自然レクリエーションゾーンとせせらぎゾーン

新市まちづくり計画における整備の方針

自然レクリエーションゾーン

新市の西部は、優れた自然環境を保全しながら、自然と共生する活用を進めます。鈴鹿山系とその周辺においては、自然レクリエーションゾーンとして、いやし、自然体験や交流の場としての活用を図ります。

新市の南西部に位置する錫杖ヶ岳を中心とした地域は、緑保全エリアとして、ふれあいの場や環境保全を進めます。

せせらぎゾーン

鈴鹿山系を源流にもつ鈴鹿川支川の加太川沿いに、川に親しむことができる交流といやしの場を形成して、自然とのつながりを大切にします。

【環境の状況】

自然レクリエーションゾーンは、西部の鈴鹿山系とその周辺の地域で、市内を流れる鈴鹿川や安楽川などの水源域になっています。野登山や石水溪、坂本の棚田、錫杖ヶ岳をはじめとする豊かな自然環境と優れた景観、自然を利用した名阪森林パークなどのレクリエーション施設があり、市民にとっても自然体験やふれあいの場となっています。旧東海道には坂下宿があります。国道1号が通っており、鈴鹿峠付近ではごみのポイ捨てが、森林内では廃棄物の不法投棄が見られることがあります。ゾーンの北部では、第二名神高速道路の建設が進められています。

せせらぎゾーンは、加太川の源流部分があり、国道25号とJR関西本線が加太川に沿う形で通っています。加太川沿いの美しい渓谷は、市民や鉄道利用者などに親しまれています。

【日常の環境配慮事項】

共生

- ・森林の公有化や森林ボランティアの育成・活動に協力し、森林の適正管理を進めます。
- ・自然とのふれあい活動や自然観察会等を開催し、参加します。
- ・自然公園や散策道の整備に協力します。

循環

- ・行政との連携による不法投棄監視体制の強化やクリーン作戦などに参加し、不法投棄の防止を進めます。

【開発時の環境配慮事項】

開発を行う際は、以下のことに努めます。

- ・生態系が乱れないよう地域の自然環境を保全
- ・希少な野生動植物については、生息・生育環境も含めて保全
- ・現存植生の保存と回復に努めるとともに、植栽を行う場合には、現地に生育している樹種を選定
- ・石水溪や錫杖ヶ岳など優れた自然風景地やそれらに対する主要な眺望地点を保全
- ・野生動植物の生息・生育環境に与える影響を低減するため、工事時期や工法に配慮
- ・道路等の整備にあたっては、動物の移動性を確保
- ・用地造成の位置は、水道水源に近い場所は避け、工事にあたっては、濁水や化学物質等の流入を防止
- ・橋梁の形状、色などのデザインは周辺景観と調和



坂本棚田



錫杖ヶ岳



植栽風景

2 . 農地・田園居住ゾーンと自然共生型多機能都市ゾーン

新市まちづくり計画における整備の方針

農地・田園居住ゾーン

優良農地を中心として、亀山茶や亀山和牛などの高付加価値農業を展開するとともに、消費者と生産者の交流の場としての活用を図ります。また、集落においては、暮らしやすいように生活基盤の整備を図るとともに、良好な生活環境の向上を図ります。

自然共生型多機能都市ゾーン

新市の南部地域を自然共生型の新都市ゾーンとして、里山などの自然や文化と共生する都市の形成を図ります。

新市南東部地域を自然共生型の多機能都市ゾーンとして、周辺環境の整備ならびに、新市における新都市開発整備の需要に対応した、自然の中でやすらぐことができる自然共生型の都市づくりを構想します。

【環境の状況】

鈴鹿山系の裾野から東南に広がる丘陵地で、市内の大半の面積を占めます。丘陵地に農地と民家が分布する農村の景観になっています。東名阪自動車道、国道306号が縦断しており、鉄道ではJR関西本線、紀勢本線が横断しています。鈴鹿川、安楽川の水質は概ね良好ですが、一部項目には生活排水の影響も見られます。里山には廃棄物の不法投棄が見られることがあります。

【日常の環境配慮事項】

共生

- ・耕作放棄地を市民農園、農業公園、農業体験の場として提供し、利用するなど、農地の保全と活用に努めます。
- ・里山を管理する市民団体の活動に協力します。
- ・市民による自然環境調査や、自然資源を活用したイベントを実施し、参加します。

安心

- ・下水道等への速やかな接続や、合併処理浄化槽の設置と適正管理に努めます。
- ・椋川、中ノ川や身近な水路の水質調査、水生生物調査などに参加し、水質に関する意識を高めます。
- ・低公害車の利用や、環境にやさしい運転に努めます。
- ・環境保全型農業を推進します。

循環

- ・生ごみ処理機導入や、生ごみや剪定枝のコンポスト化などによる再資源化を進めます。
- ・行政との連携による不法投棄監視体制の強化やクリーン作戦などに参加し、不法投棄の防止を進めます。

【開発時の環境配慮事項】

開発を行う際は、以下のことに努めます。

- ・生態系が乱れないよう地域の自然環境を保全
- ・希少な野生動植物については、生育・生息環境も含めて保全
- ・湿地や湧水等が保全されるよう水源地域を保全
- ・現存植生の保存と回復に努めるとともに、植栽を行う場合には、現地に生育している樹種を選定
- ・森林や河川などの連続性が保たれるよう、緑地等を確保
- ・河川・水路やため池などの水辺環境を保全し、水辺の改変にあたっては多自然型工法を採用
- ・堤体や堰の設置及び改修時においては、魚道設置等により水生生物の移動空間を確保
- ・工事の実施にあたっては、濁水等の流出防止、騒音、振動等による周辺集落への影響を防止
- ・道路等の整備にあたっては、動物の移動空間を確保
- ・電波障害、日照障害等による周辺の生活環境への影響を防止
- ・幹線道路沿いに植樹帯を設置することなどにより、騒音、排気ガスなどの自動車交通公害を防止、樹種の選定にあたっては地元住民と協議



休耕田



コスモス畑

3. にぎわいゾーン、都市ゾーンと東海道歴史文化回廊

新市まちづくり計画における整備の方針

にぎわいゾーン

旧東海道の関宿、亀山宿においては、宿場町、城下町を中心とした歴史文化を活かした観光・交流の場として活性化を図ります。また、亀山宿においては、コミュニティ性豊かな商業機能の整備、関宿においては地域の日常生活と調和した観光の振興を図ります。

都市ゾーン

にぎわいゾーンの周辺では、行政、教育、医療・福祉などの多機能が集積する活力ある市街地を形成し、良好な住環境を保つ住宅地域を形成します。

東海道歴史文化回廊

亀山宿、関宿で形成するにぎわいゾーンを核として、坂下から井田川に至る旧東海道において、歴史資源を活かして一体性を創出します。

【環境の状況】

にぎわいゾーンは旧宿場町（亀山宿、関宿）であり、歴史的な建造物や文化財が分布しています。関宿は、西追分から東追分までの1.8kmが国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されています。亀山宿は、城下町の面も併せ持ち、約3kmの区間の随所に寺社があります。

都市ゾーンは旧宿場町から周辺に広がって形成された市街地であり、公共施設や医療・福祉施設が多く分布しています。国道1号、JR関西本線・紀勢本線が横断しています。国道1号の太岡寺交差点付近ではごみのポイ捨てが問題になっていましたが、監視カメラの設置等の対策を実施した後はかなり減少しました。

【日常の環境配慮事項】

共生

- ・総合環境センターをはじめとする公共施設の環境イベントに参加し、協力します。

安心

- ・下水道等への速やかな接続や、合併処理浄化槽の設置と適正管理に努めます。
- ・公共施設利用の際には、相乗りや公共交通機関の利用に努めます。
- ・低公害車の利用や、環境にやさしい運転に努めます。
- ・看板や屋外広告の適正化、ポイ捨てやふん害防止などにより美観向上に努めます。
- ・日常生活への負担をかけない範囲で昔の面影を感じる町並みづくりを進めます。
- ・歴史的な町並みの保存活動や、資源マップの作成などに参加します。
- ・にぎわいゾーンでは、看板や屋外広告は歴史的町並みに調和させます。
- ・旧東海道に沿った地域は、東海道歴史文化回廊として景観や史跡等の特性を保ちながら統一感のある景観づくりに配慮します。

循環

- ・生ごみ処理機導入や、生ごみや剪定枝のコンポスト化などによる再資源化を進めます。
- ・行政との連携による不法投棄監視体制の強化やクリーン作戦などに参加し、不法投棄の防止を進めます。

【開発時の環境配慮事項】

開発を行う際は、以下のことに努めます。

- ・用途の未定の用地については、緑化するなど周辺景観に配慮
- ・工事の実施にあたっては、排水対策や騒音、振動等の対策を行い、周辺の生活環境への影響を防止
- ・電波障害、日照障害等による周辺の生活環境への影響を防止
- ・狭隘道路に面する地域では、家屋の建て替え時にセットバック方式（壁面後退）により道路空間を確保
- ・景観保全のため、区域内の案内施設などは周辺景観へ配慮
- ・幹線道路沿いに植樹帯を設置することなどにより、騒音、排気ガスなどの自動車交通公害を防止、樹種の選定にあたっては地元住民と協議



クリーン作戦



あいあいとさわやか号



関宿の町並み

4 . 新産業ゾーン・産業ゾーンと交流ゾーン

新市まちづくり計画における整備の方針

新産業ゾーン・産業ゾーン

名阪亀山・関工業団地及び亀山・関テクノヒルズへの産業集積により、三重県クリスタルバレー構想の中心的な役割を担う新産業ゾーンを形成して、県土の振興に結びつく拠点づくりを進めます。

新市東部の既存の工業地域は、産業ゾーンとして、新産業ゾーンと連携した産業基盤の充実を図ります。

交流ゾーン

新産業ゾーンの周辺においては、亀山サンシャインパークや里山、文化財などを活かした環境教育の場や、訪れる人々に新市の情報を提供する交流の場を形成します。

【環境の状況】

新産業ゾーン・産業ゾーンは、名阪亀山・関工業団地及び亀山・関テクノヒルズの2大工業団地と市東部の工業地域があります。産業ゾーンは国道1号及び306号、新産業ゾーンは東名阪自動車道、名阪国道、国道1号へアクセスしやすくなっています。

交流ゾーンは、新産業ゾーンの周縁部分であり、亀山サンシャインパーク（東名阪自動車道のハイウェイオアシス）があります。亀山サンシャインパークには、外来種駆除事業を実施した高塚池があります。交流ゾーンの周辺には里山や関宿などの守るべき環境が隣接しています。

【日常の環境配慮事項】

共生

- ・里山の管理を、行政と協力しながら進めます。
- ・ゾーンの里山を、体験学習や環境教育の場として活用します。

安心

- ・効率の良い物流体制や低公害車の利用、環境にやさしい運転に努めます。
- ・産業公害の防止に努めるとともに、事業所見学の開催などにより周辺住民とのコミュニケーションを図ります。
- ・関宿周辺では、看板や屋外広告の適正化に努め、関宿との景観の調和に配慮します。
- ・事業所内外の緑化、美化活動への参加など地域貢献活動を進めます。
- ・事業所の環境に関する取り組みなどの情報を、亀山サンシャインパークや道の駅などを通じて発信します。

循環

- ・リサイクルしやすい製品の開発・販売、不用物の再利用を進めます。

【開発時の環境配慮事項】

開発を行う際は、以下のことに努めます。

- ・大気浄化機能の維持・向上のため、敷地内の緑化を推進
- ・景観保全・創出のため、大規模施設においては周辺緑化により修景
- ・社宅等の建築にあたっては、生垣や庭木を植栽するなど、良好な住宅景観を創造
- ・工場等の立地にあたっては、公共交通や自転車の利用が図られるよう配置・誘導
- ・周辺の日照障害、電波障害を極力少なくするような設計に努め、影響が予想される場合には周辺住民への説明及び適切な対策を実施
- ・下流域での水害防止や水資源の確保のため、遊水池や調整池を設置、設置にあたっては良好な水辺空間を創出
- ・景観保全・創造のため、切土法面は植栽などにより修景



工業団地

第5章 計画推進のために

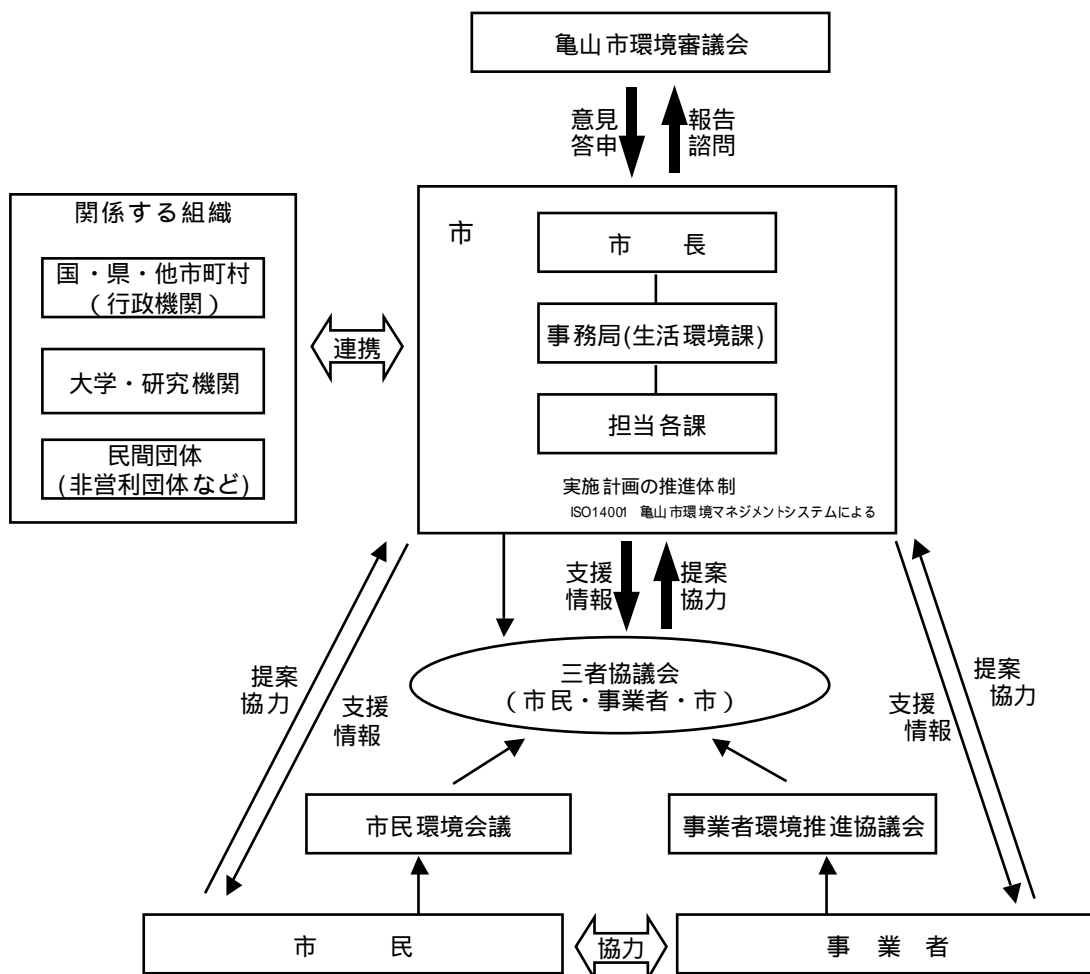
1節 計画の推進方法

1. 推進体制の整備

市民・事業者・市の連携と協働のもと、環境施策や重点的取り組みを推進するため、以下の推進体制を整備します。進行管理及び各会議の事務作業は、事務局（生活環境課）が担当します。

主体別の組織としては、市民による市民環境会議、事業者による事業者環境推進協議会を設置し、それぞれの取り組みを実践・普及します。各主体間の協力が必要な取り組みに関しては、市民環境会議、事業者環境推進協議会、庁内組織の各代表で構成する三者協議会を開催し、必要な協議・提案などを行います。

その他の組織としては、国、県や周辺市町村といった行政機関のほか、民間団体とも連携を図ります。また、大学や研究機関などと連携し、情報収集・発信や政策立案を行う組織づくりを進めます。



環境基本計画の推進体制

環境審議会

[役 割] 市長の諮問に応じ、本計画の見直し、その他の環境に関する重要事項について公正かつ専門的な立場から審議及び調査を実施します。また、本計画の進捗状況等については、年次報告書により報告を受け、当該年度の取り組み及び次年度の実施計画に対する妥当性を評価します。

[構成員] 市民代表、事業者代表、関係行政機関職員、有識者等

三者協議会

[役 割] 各主体間の協力が必要な取り組みに関する協議、行政に対する提案などを行います。また、本計画の見直し作業も三者協議会が中心となって行います。

[構成員] 市民環境会議代表、事業者環境推進協議会代表、行政代表

市民環境会議

[役 割] 個人でできる環境に配慮した取り組み、市民団体で取り組む活動の実践・検討などを行います。新たな計画、制度等を開始する際は、自治会を通じて周知するとともに、意見を求めます。

[構成員] 市民団体の代表、自治会代表、公募市民

事業者環境推進協議会

[役 割] 環境に配慮した取り組みの実践、検討、調査への協力などを行います。新たな計画、制度等を開始する際は、商工団体ルートを活用して周知するとともに、意見を求めます。

[構成員] 市内事業者、商工団体

事務局

[役 割] 年次報告書（当該年度の取り組み、環境の現況、実施計画を含む）の作成、各会議の運営、環境に関する情報・意見の収集や資料の作成など、本計画の推進に必要な事務作業を行います。

[構成員] 生活環境課

2 . 進行管理の方法

本計画の推進は市長が行い、進行管理は「 実施計画の作成、 施策の実施、 評価、 見直し」を繰り返す方法を用います。

実施計画の作成

本計画に示す施策は、概ね 10 年間の取り組み内容と目標を設定したうえで、年度ごとの取り組み内容と目標を定めた実施計画を作成し、ISO14001 亀山市環境マネジメントシステムにより進行管理します。

施策の実施

担当各課は、実施計画に基づき施策を実施します。

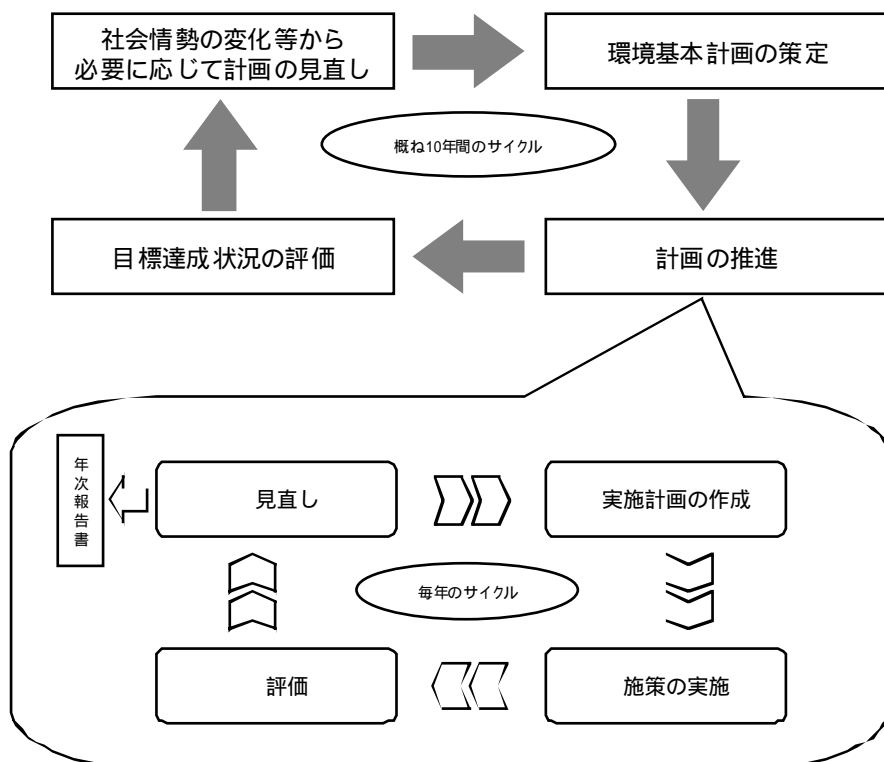
評価

担当各課は、年度末に達成状況を内外評価して市長に報告します。

見直し

市長は、担当各課の内外評価結果をもとに、改善すべき事項などについて見直します。事務局は、環境の現況、市長の見直し結果、次年度の実施計画予定と合わせて年次報告書に整理します。年次報告書は、環境審議会で承認を得た後、関係組織に配布するとともに広報やホームページなどで公表します。

なお、公表により寄せられた意見・提言は、事務局が整理して市長に報告し、環境審議会などの関係組織へ諮って本計画に反映させていきます。



2 節 財政的・経済的措置

本計画の推進を図るため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。また、国や県等の補助制度を調査し、積極的に活用します。

環境対策費用の公平な負担を図るため、市民や事業者の理解と協力を得るよう配慮しつつ、各種使用料や手数料の見直し、新たな負担を伴う措置について検討を行います。また、新たな財源確保、緊急的な財政措置として、環境保全基金制度の導入などについても検討していきます。

3 節 計画の見直し

本計画は、2024 年度（平成 36 年度）を目標年度としていますが、重点的取り組みの目標年度である 2014 年度（平成 26 年度）を目途に見直すこととします。ただし、この間の環境に対する科学的知見等の向上や社会情勢の変化などに応じて、環境審議会、三者協議会と協議しながら随時計画の見直しを行います。

卷 末 資 料

- 1 . 龜山市環境基本条例
- 2 . 諮問・答申
- 3 . 龜山市・関町合同環境審議会委員名簿
- 4 . 策定体制
- 5 . 策定経過
- 6 . 用語集

1 . 亀山市環境基本条例

平成17年1月11日

条例第104号

目次

前文

第1章 総則（第1条 第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等（第7条・第8条）

第2節 環境の保全及び創造のための施策（第9条 第19条）

第3章 環境審議会（第20条 第27条）

附則

亀山市は、温暖で緑豊かな風土に生まれ、城下町や東海道の宿場町として古くから栄えてきた。

一方、今日の社会システムは、物質的に豊かな生活を求める中、自然の生態系に影響を及ぼし、私たちのまちなみならず、地球環境を傷つけ、人類の生存さえ危うくしようとしている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境を享受し、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有しているとともに、この環境を保全し、及び創造し、次世代へ引き継ぐ責務を負っている。このような観点から、すべての者の参加と協働により、人と自然が共生し、健全かつ持続的な発展が可能な環境保全型社会の構築を目指すため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明確にするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)環境保全型社会 健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会をいう。
- (2)環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3)地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4)公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを維持し、次世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、市域のみならず、広域にわたり、人と自然が共生し、環境保全型社会の構築を目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を自覚し、及び協働して推進されなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であることをかんがみ、市、市民及び事業者が自らの課題としてとらえ、それぞれの日常生活及び事業活動において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

- 2 市民は、前項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止はもとより、環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、環境の保全及び創造に必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売、サービスの提供その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、地域社会と協働し、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 市民の健康で安全かつ快適な生活及び恵み豊かな環境を保全するために、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他生物の多様性の確保を図るとともに、人と自然の豊かな触れ合いを保つこと。
- (3) 良好な景観及び歴史的文化的な遺産を保全すること。
- (4) 資源又はエネルギーの消費抑制及び効率的かつ循環的な利用、環境保全技術の利用等により、環境の保全及び創造の推進を図ること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、亀山市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向及び配慮の方針
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ亀山市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 環境の保全及び創造のための施策

(施策の策定等に当たっての措置)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、公害その他の環境の保全及び創造に対する支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育等の推進)

第12条 市は、市民又は事業者が環境の保全及び創造に関し理解を深め、並びにこれに関する活動を行う意欲を増進させるため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第13条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体(以下「市民団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第14条 市は、第12条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の市民団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人に関する情報の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査及び研究に努めるものとする。

(市民団体等との協力)

第16条 市は、市民団体等と協力して、環境の保全及び創造を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(国及び地方公共団体との協力)

第17条 市は、環境の保全及び創造を図るため広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第18条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(年次報告)

第19条 市長は、毎年、環境の状況、環境施策の実施状況等を明らかにするため、年次報告書を作成し、公表しなければならない。

第3章 環境審議会

(設置)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、亀山市環境審議会(以下「審議会」

という。)を置く。

(所掌事務)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項に関すること。
- (組織)

第22条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の役員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民の代表者
- (5) 事業者の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第26条 審議会の庶務は、生活環境課において処理する。

(雑則)

第27条 第20条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、合併前の亀山市環境基本条例(平成15年亀山市条例第10条)又は関町環境基本条例(平成15年関町条例第19号)の規定による委員であったものは、それぞれこの条例の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、第23条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

2. 諮問・答申

(亀山市)

亀山市環境審議会
会長 朴 恵 淑 様

亀 環 第 2 2 8 4 号
平成 1 5 年 1 0 月 1 5 日

亀山市長 田 中 亮 太

亀山市環境基本計画について（諮問）

環境基本計画の策定について、亀山市環境基本条例第 8 条第 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

亀山市長 田中 亮太 様

平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日

亀山市環境審議会
会長 朴 恵 淑

亀山市環境基本計画について（答申）

平成 1 5 年 1 0 月 1 5 日付け亀環第 2 2 8 4 号で諮問のありましたみだしのことについては、審議の結果適当であると認められますので、この旨答申いたします。

なお、下記の点に留意されるとともに、策定の過程で出された意見等を十分尊重し、本計画が総合的かつ効果的に実施されるよう要望します。

記

- 1 本計画を新市の総合計画に反映し、予算の確保及びあらゆる場面において環境配慮を行うこと。
- 2 本計画の推進体制を充実させ、市民・事業者と共通の認識を持って環境づくりを進めること。
- 3 本市がこれまでに培ってきたすばらしい環境を未来に引き継ぐため、現状を正確に把握し、子ども達に対する環境教育・環境学習を充実させ、環境についての意識を高めること。
- 4 広域的な取組が必要な環境施策に関しては、周辺自治体及び関係機関と積極的に連携を図ること。
- 5 施策の優先順位を明確化して実施計画を作成するとともに、行政に対する外部評価を取り入れること。

(関町)

関 環下 第 486 号
平成 15 年 10 月 15 日

関町環境審議会
会長 朴 恵 淑 様

関町長 清 水 孝 哉

関町環境基本計画について (諮問)

環境基本計画の策定について、関町環境基本条例第 8 条第 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成 16 年 12 月 27 日

関町長 清 水 孝 哉 様

関町環境審議会
会 長 朴 恵 淑

関町環境基本計画について (答申)

平成 15 年 10 月 15 日付け関環下第 486 号で諮問のありましたみだしのことについては、審議の結果適当であると認められますので、この旨答申いたします。

なお、下記の点に留意されるとともに、策定の過程で出された意見等を十分尊重し、本計画が総合的かつ効果的に実施されるよう要望します。

記

- 1 本計画を新市の総合計画に反映し、予算の確保及びあらゆる場面での環境配慮を行うこと。
- 2 本計画の推進体制を充実させ、住民・事業者と共通の認識を持って環境づくりを進めること。
- 3 すばらしい環境を未来に引き継ぐため、将来を担う子ども達に対する環境教育・環境学習を充実させ、環境についての意識を高めること。
- 4 広域的な取組が必要な環境施策に関しては、周辺自治体及び関係機関と積極的に連携を図ること。
- 5 施策の優先順位を明確化して実施計画を作成するとともに、行政に対する外部評価を取り入れること。

3 . 亀山市・関町合同環境審議会委員名簿

(平成 15 年 10 月 15 日委嘱、平成 16 年度新委員は平成 16 年 5 月 24 日委嘱)

(順不同・敬称略、 は合同環境審議会の会長、 は同副会長)

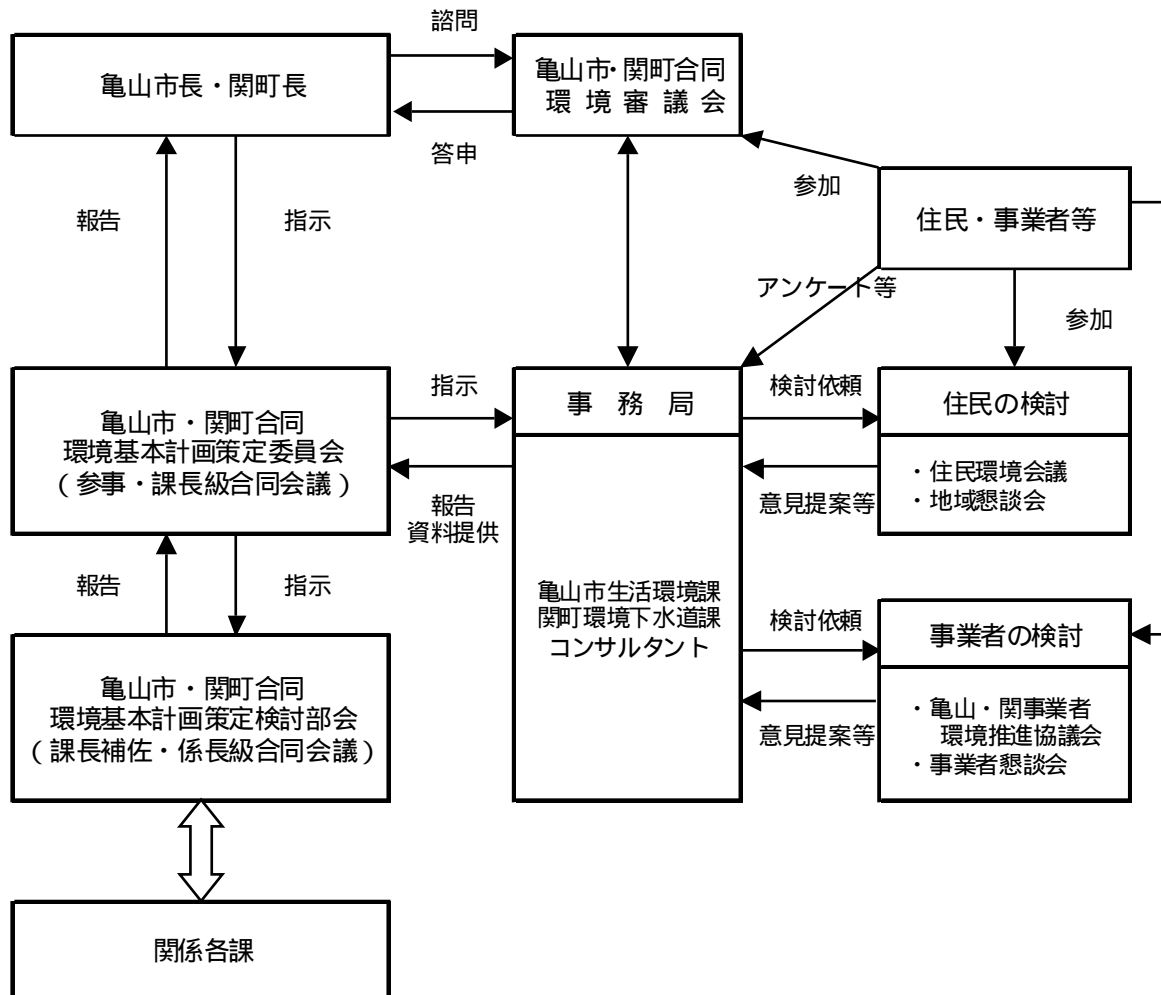
(亀山市)

所 属	名 前	備 考
筑波大学生物科学系教授	渡辺 守	
三重大学人文学部教授	朴 恵淑	
(財)三重県環境保全事業団特別研究員	富田 靖男	
三重大学教育学部助教授	宮岡 邦任	
亀山市教育委員会委員長	白井 始子	
亀山市社会教育委員	森 勝子	
鈴鹿森林組合長・鈴鹿川漁業協同組合長	大萱 宗志	
亀山市農業委員会会長	櫻井 清美	
三重県北勢県民局生活環境部生活環境創造チーム鈴鹿環境グループ副参事	渡辺 俊裕	平成 15 年度
三重県北勢県民局生活環境部環境室鈴鹿環境グループ副参事	宮村 典仁	平成 16 年度
亀山市地区衛生組織連合会副会長	伊藤 順子	
「自然案内人」	桜木 善仁	
「地域の活性化を考える会」	小菅 まみ	
「自然を愛する会」	片岡 国輝	
亀山市商工会議所専務	山本 安夫	
関町商工会会長	川森 英生	
古河電気工業(株)三重事業所所長	齋藤 重弘	

(関町)

所 属	名 前	備 考
筑波大学生物科学系教授	渡辺 守	
三重大学人文学部教授	朴 恵淑	
三重大学教育学部助教授	宮岡 邦任	
(財)三重県環境保全事業団特別研究員	富田 靖男	
鈴鹿森林組合長・鈴鹿川漁業協同組合長	大萱 宗志	
関町農業委員会会長	坂 弘常	
三重県北勢県民局生活環境部生活環境創造チーム鈴鹿環境グループ副参事	渡辺 俊裕	平成 15 年度
三重県北勢県民局生活環境部環境室鈴鹿環境グループ副参事	宮村 典仁	平成 16 年度
関町自治会連合会会長	蔵城 太三	平成 15 年度
関町自治会連合会常任委員	坂 幸男	平成 16 年度
関町自治会連合会副会長	村田 篤志	
関町自治会連合会常任委員	東 正昭	
関町商工会会長	川森 英生	

4 . 策定体制



5 . 策定経過

亀山市・関町合同環境審議会

- 第1回(平成15年10月15日)... 諮問、事業概要の説明
- 第2回(平成16年1月23日)... アンケート調査、地域懇談会及び施策調査の結果について
- 第3回(平成16年3月14日)... 環境基礎調査結果について
- 第4回(平成16年5月24日)... 平成16年度事業概要について、課題について
- 第5回(平成16年10月7日)... 環境基本計画素案(案)について
- 第6回(平成16年10月29日)... 環境基本計画素案(案)について
- 第7回(平成16年12月2日)... 環境基本計画素案に対する意見について
(平成16年12月27日)... 答申

住民環境会議

- 第1回(平成15年10月31日)... 事業概要の説明、自己紹介
- 第2回(平成15年11月30日)... 勉強会(講演)
- 第3回(平成15年12月16日)... 環境の良いところ・悪いところ
- 第4回(平成16年1月19日)... 総合環境センター見学、合併後の環境施策、アンケート結果
- 第5回(平成16年2月13日)... 将来の望ましい環境像について
- 第6回(平成16年3月14日)... 将来の望ましい環境像について
- 第7回(平成16年4月17日)... 重点的取り組みについて
- 第8回(平成16年5月12日)... 重点的取り組みについて
- 第9回(平成16年6月20日)... 勉強会(講演)
- 第10回(平成16年7月9日)... 重点的取り組みについて
- 第11回(平成16年7月16日)... 重点的取り組みについて
- 第12回(平成16年7月28日)... 環境基本計画素案(案)について
- 第13回(平成16年8月21日)... 今後の活動について
- 第14回(平成16年9月15日)... エコ環境フェスティバルでの展示内容について
- 第15回(平成16年10月16日)... 環境基本計画素案(案)について

亀山・関事業者環境推進協議会

- 第1回(平成15年7月6日)... 事業概要の説明、会則の検討
- 第2回(平成15年8月19日)... 現在実施していること、協力できること
- 第3回(平成15年10月6日)... 環境基本計画素案(案)について、今後の活動について

亀山市・関町合同環境基本計画策定委員会

- 第1回(平成15年9月29日)...事業概要の説明
- 第2回(平成16年2月23日)...アンケート調査及び地域懇談会の結果について
- 第3回(平成16年4月27日)...平成16年度事業概要について、課題について
- 第4回(平成16年10月25日)...環境基本計画素案(案)について

亀山市・関町合同環境基本計画策定検討部会

- 第1回(平成15年10月7日)...事業概要の説明
- 第2回(平成16年2月17日)...アンケート調査及び地域懇談会の結果について
- 第3回(平成16年4月26日)...平成16年度事業概要について、課題について
- 第4回(平成16年6月29日)...基本目標及び施策について
- 第5回(平成16年7月21日)...施策について
- 第6回(平成16年8月23日)...重点的取り組みについて
- 第7回(平成16年9月2日)...環境基本計画素案(案)について

地域懇談会

- 平成15年度(平成15年11月11日~12月5日)
...事業概要の説明、意見収集(参加 約240名)
- 平成16年度(平成16年11月4日~11月24日)
...環境基本計画素案の概要説明、意見収集(参加 約200名)

事業者懇談会

- 平成16年度(平成16年11月16日)
...環境基本計画素案の概要説明、意見収集(参加 約30社)

6 . 用語集

【あ行】

ISO14001

「環境マネジメントシステム」参照

エコクッキング

ニンジンの皮やダイコンの葉を使った料理など、捨てるところがほとんどない調理方法です。

NPO (Non-Profit Organization)

教育、文化、医療、福祉、環境保全など、さまざまな社会的活動を行う非営利、非政府の民間組織のことをいいます。また、ほぼ同義の用語としてNGO (Non-Governmental Organization)がありますが、営利を目的としないことや、利潤を分配しないことを強調するときにNPOが使われ、政府からの独立を強調するときにNGOが使われます。また、国境にとらわれないという意味から、民間国際援助団体のことをNGOという場合もあります。

オゾン層の破壊

地上 12km から 50km の成層圏にあって、太陽からの有害な紫外線を吸収するオゾン層は、フロンなどのオゾン層破壊物質により破壊されます。オゾン層が破壊されると、皮膚ガンの増加や生態系への影響が生じるとされています。オゾン層破壊物質は「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」により約 70 物質が特定を受けています。主なものは、クロロフルオロカーボン (CFC) 類、ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) 類、ハイドロプロモフルオロカーボン (HBFC) 類、ハロン類、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、臭化メチルなどです。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつ気体のことをいいます。京都議定書では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆) の 6 種類とされています (「地球温暖化」参照)。

【か行】

買い物袋持参運動

普通の買い物に自分の買い物袋 (マイバッグ) を持参し、レジ袋を辞退するという運動のことをいいます。直接的には、ごみ減量や石油資源の消費抑制による温暖化防止などを目的としますが、誰もができる身近な環境取り組みの象徴的な運動としても位置づけられています。

外来種 (移入種)

本来分布していない生物種が偶然であるか意図的であるかを問わず、ある地域に持ち込まれた場合に、その持ち込まれた種のことをいいます。導入種、移入種ともいいます。三重県では、自然環境保全条例により、

生態系に著しく支障を及ぼすおそれのあるこれらの動植物種をみだりに放ち、植栽し、種子をまくことが禁止されています。

合併処理浄化槽

水洗し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を一緒に沈でん分離、微生物の作用による腐敗または酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいいます。なお、従前は水洗し尿のみを処理する施設（単独処理浄化槽）も浄化槽に含まれていましたが、浄化槽法の改正（平成13年4月1日施行）に伴い、水洗し尿及び生活雑排水を一緒に処理する施設（合併処理浄化槽）に一本化されました。

環境教育・環境学習

環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度や問題解決に資する能力を育成するための教育及び学習をいいます。この活動を、実施者、行為者の視点から見た場合は「環境教育」、学習者、参加者から視点から見た場合は「環境学習」という言葉が用いられています。

環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然の景観が変更されることによるもの等があります。

環境保全型農業

化学肥料や農薬の投入をなるべく減らし、家畜ふん尿などを再生利用することにより、環境への負荷をできるだけ減らすような農業のことをいいます。

環境ホルモン

環境中に放出された化学物質の中で、体内に入って体内のホルモンと同じような、あるいはホルモンの働きを阻害する作用を持つものをいいます。

環境マネジメントシステム

環境に関する経営方針や計画を立て、実施し、点検し、是正するという手順を体系的、継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改善するための仕組みのことをいいます。環境マネジメントシステムの代表的なものとして、国際標準化機構（International Organization for Standardization）が定めた国際規格 ISO14001 があります。

環境林

森林ゾーニング（「森林ゾーニング」参照）により区分された、木材生産機能よりも公益的機能を重視する森林をいいます。

京都議定書

1997年に京都で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において採択された議定書をいいます。締約国における2008～2012年にかけての温室効果ガス排出量の削減目標が定められたほか、吸収源の取扱い、排出量取引などの基本的考え方が決められています。

こどもエコクラブ

小・中学生の子どもたちが数人～20人程度の団体を作り、仲間と一緒に地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取り組み活動を展開していくための組織をいいます。

コンポスト化

家庭から排出される生ごみ、落ち葉や下水道汚泥、家畜のふん尿などの有機物を、微生物の働きによって発酵させ、堆肥（コンポスト）にすることをいいます。

【さ行】

再使用

「リユース」参照

再生利用

「リサイクル」参照

里山

集落近くにあり、山菜や薪炭用木材などの採取に利用されてきた森林の総称で、里山林にはナラ類やシイ・カシ類の優占する雑木林、鎮守の森のような照葉樹林も含まれ、地域により独自の景観を形成しています。燃料革命以降、里山林への生活の依存度が急減し、荒廃や粗大ゴミの投棄などが目立つようになりましたが、近年は環境保全上の価値及び歴史・文化的価値が見直されつつあります。

酸性雨

工場や自動車から出された硫酸化物や窒素酸化物の大気汚染物質が雨水に取りこまれて酸性を示す雨のことで、一般にはpH（水素イオン濃度）が5.6以下をいいます。

自然エネルギー

石油、石炭、天然ガスなどの限りあるエネルギーと違い、太陽エネルギー、風力、潮汐など無尽蔵のエネルギーをさします。地球温暖化防止など、環境への配慮や省エネルギーの観点から、今後の研究開発と活用が進められています。

親水

水遊び、釣り、湖畔の散歩等日常生活や観光、レクリエーションを通じて、湖沼、池、河川等の水辺に近づき、身近に親しむことをいいます。

森林ゾーニング

森林の持つ多様な機能が効果的に発揮できるような森林管理を行うため、重視する機能や利用の実態等により森林を区分することをいいます。

森林ボランティア

都市と山村との交流促進と適正な森林管理を行うため、ボランティアで森林整備に参加しようとする人たちのことをいいます（「ボランティア」参照）。

水源かん養

降雨を地表や地中に一時的に蓄えるとともに、地下に浸透させ、降雨が河川に直接流入するのを調節し、下流における水資源の保全や洪水の防止、地下水のかん養等を維持・増進する自然の働きのこと。近年、森林や農地が持つ水源かん養機能が見直されています。

スラグ・メタル

焼却灰等の廃棄物を超高温(1200 以上)下で加熱してできた熔融物のことです。スラグはガラス質の固化物、メタルは金属質の固化物で、磁選機により分離されます。

生態系

自然界のある地域に生育・生息する生物とそれらの生活に関与する大気、水、土壌などを一体としてとらえたものをいいます。

生物の多様性

生態系の多様性(多様な生態系が存在していること)、種間の多様性(種が保全され、個々の生態系が多様な種から構成されていること)、種内(遺伝子)の多様性(同じ種の中にも多様な地域的個体群が存在していること)の3つの考え方からなる概念です。平成4年の地球サミットで採択された「生物の多様性に関する条約」に初めて盛り込まれました。

【た行】

ダイオキシン類

一般に、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナ-ポリ塩化ビフェニル(コプラナ-PCB)の総称を『ダイオキシン類』と呼んでいます。PCDDs と PCDFs を合わせると210種類の化合物があり、毒性があるとされているものは17種類です。また、コプラナ-PCBsのうち毒性があるとされているものは12種類です。

多自然型川づくり

治水上の安全性を確保しつつ、河川が本来有している生物の良好な生育・生息環境等に配慮し、多様な自然環境を保全し、あるいは回復を図る川づくりのことをいいます。

多自然型工法

近自然型工法とも言われ、動植物のさまざまな生態の保全・創出に配慮し、瀬や淵など変化のある水辺環境の創出や覆土による植生の維持、落差の穏やかな魚道の設置などを工夫した工法のことです。

地球温暖化

大気中に含まれる微量の温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、フロン等)は、地表の温度を生物の生存に適した温度に保つ効果がありますが、この濃度が高くなることにより、気温が上昇する現象のことをいいます。このことにより、人間をはじめとした生態系に深刻な影響が及ぶおそれがあります(「温室効果ガス」参照)

地区計画

それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを進めるため、地区単位の視点に立って、生活環境を整備、保全し、きめ細やかな土地利用を誘導する制度です。地区計画に定められた内容を実現するには、「届出、勧告」「建築条例」等の地区計画独自の実現方法が用意されています。また、既存の制度、事業と連携して活用する方法もあります。具体的には、建物の用途、高さ、色などの制限や、地区道路、公園などの配置についてきめ細かく定め、良好な市街地の整備及び保全を図るための制度です。

低公害車

従来のがソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素などの大気汚染物質や地球温暖化物質の排出量や騒音の発生が少ない、または全く排出しない自動車のことをいいます。実用化されている主な車種としては、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び低燃費・低排出ガス認定車があります。

デポジット制

製品本来の価格に容器の預かり金を上乗せして販売し、消費者が容器を返却するときに預かり金が払い戻される仕組みのことです。

【な行】

農業集落排水処理施設

農村地域の農業用排水の水質保全や生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落の生活排水等を一体的に処理する施設をいいます。

【は行】

バイオマス資源

生物体を構成する有機物を資源として利用するもので、薪、木炭、家畜ふん尿などがこれにあたります。

バリアフリー化

高齢者や障害者が道路空間や施設の中を自由に移動できるように道路の凸凹や床の段差を解消したり、段差の大きな箇所に昇降機をつけたりすることです。また、最近ではこうした物的環境のバリアフリー化だけでなく、制度的な差別の解消や風習・伝統的な差別の解消、情報のバリアフリー化なども含めて使用しています。

フリーマーケット

ごみの減量化や資源の有効利用に役立てることを目的に、公園や駐車場等を会場に住民が不要な品物を持ち寄り、安い値段で販売すること。

フロン

メタン、エタン等の炭化水素にフッ素及び塩素が結合した化合物の総称です。冷蔵庫などの冷房やスプレアの噴射剤に用いられ、地球の温暖化やオゾン層の破壊の原因といわれています。

保安林

森林は、水を蓄え、土砂崩れやその他の災害を未然に防ぐなど大きな役割を果たしています。国や県では、

こうした森林の中で特に重要な役割を果たしているものを保安林に指定し、伐採や開発を制限しながら保全を図っています。

ボランティア

社会奉仕のため、無償かつ自発的に労働力を提供すること、またはそうする人のことをいいます。無償とはいっても、活動に伴う実費を受け取る場合もあります。また労働の対価を得る場合でも、市場価格よりも低い対価であれば有償ボランティアとしてボランティアに含めることがあります。

【ま行】

水循環

水は降雨、蒸発、浸透などにより環境中を循環し、大気中の水蒸気、内陸水（川や湖）、地下水、海水などの形で存在しています。自然の地表面や緑地が減少したり、地下水を大量に採取したりすると、水の循環の仕方や水の存在状態が変わり、湿地の消失、地盤の沈下や平常時の河川流量の減少による水質の悪化などの支障が生じます。

M - E M S（ミームス）

小規模事業所向けに、内容や表現を平易で取り組みやすくした三重県独自の環境マネジメントシステム。段階的に取り組める2つのステップが用意されています。

メタル

「スラグ・メタル」参照

【ら行】

リサイクル

一度製品として作られたものを、別の製品を作るための原料として再生利用することをいいます。

リユース

一度製品として使用したものを、廃棄せずに繰り返し使用することをいいます。

【わ行】

ワンド

河川の流れの変化などによってでき、本流とつながっているが池のようになっている場所のことをいいます。静かな水流を好む水生生物も生育できるほか、様々な植生が繁殖する場ともなるため、河川に生物多様性をもたらす一つの機能として見直されています。

龜山市環境基本計画

平成 17 年 3 月発行

発行 龜山市

編集 龜山市生活環境課

T e l : 0 5 9 5 - 8 2 - 8 0 8 1

F A X : 0 5 9 5 - 8 2 - 4 4 3 5

